

外務省監修

# 移民読本

監 日本海外協会連合会編



経済往来社



分類  
番号  
昭和 35. 6. 9 登録  
日本海外移住振興株式会社図書  
No.

JICA LIBRARY

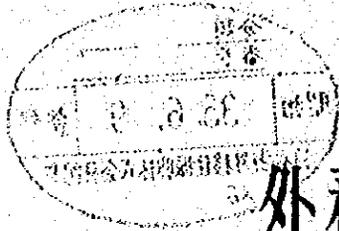


1021269[4]

27097

分類  
番号  
昭和 35. 6. 9 登録  
日本海外移住振興株式会社図書  
No.

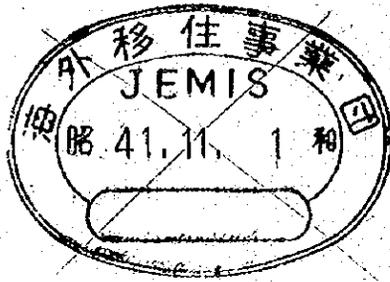
昭和 35 年 6 月 9 日  
2143  
日本海外移住振興株式会社



外務省監修

# 移民読本

財団法人 日本海外協会連合会編



経済往来社

国際協力事業団	
収入 月 184,8316	000
	23.4
登録No. 27037	EA

## 移民讀本に序して

海外移住の必要性については、すでに論議の時代は過ぎてゐる。いかんして優秀な移住者を多数送出するかというところが、現実的政策の目標でなければならない。それがためには移民外交の強化によつて、移住者受入れの枠を拡大し、国内においては啓蒙、宣伝および移住者の教育によつてのみ優秀な移住者を送出できるのである。

政府としては、さきに財団法人日本海外協会連合会の設立を認め、これに国内の宣伝、啓蒙、募集、選考、教育、送出等の移住者に関する実務の一切を委託させたのも、またさいきん官民協力による日本海外移住振興株式会社を設立させて、移住者の経済的支柱となつて活動させる方法を講じたのも、この目的達成のための積極的政策のあらわれである。

がんらい、移民事業は、政府のみの力では達成されるものではなく、民間の協力にまたねばならないことが多い。今般日本海外協会連合会の編纂になる移民読本を経済往来社が出版することになつた。読者層の限定されてある移民関係の書を、国家的観点から利害を度外視して出版を断行し、政府の移民政策に協力された経済往

來社の熱意に対しては、深く敬意を表すものである。

その内容は、移住者として心得ねばならないことを、詳細に涉つて親切丁寧に、しかもわかりよく書いてあることは、洵に海外移住者必携の書として、時宜に適したものと認め、江湖に推せんをおしまないものである。

昭和三十年十二月

外務省移住局長

矢口 龍 蔵

## 移民読本の刊行によせて

資源に恵まれぬ狭い国土に溢れる人口をかかえて生きてゆかなければならないわが国が、移民事業に力を入れなければならないことはいうまでもない。ブラジルをはじめ中南米諸国において、さいきんわが国の移住者を受け入れる機運が高まつてきたことは喜ばしい現象である。

わが国においても、この新しい情勢に應じ、外務省移民行政担当課を拡充して移住局を設けたほか、内閣には海外移住審議会を設けて海外移住政策に関する重要事項を審議する体制をととのえた。また従来の日本海外協会連合会の機構を整備拡充して、移民送別の事務の活潑化をはかるとともに、日本海外移住振興株式会社を新設して、移住者の経済的援助に当らしめることになった。

このように、海外移住の問題が新しい総合施策により大きな進展をみせようという時に当り、かねて海外移住問題に多大の関心をよせていた経済往来社が、外務省監修のもとに、日本海外協会連合会の編集による「移民読本」を刊行する希望を申し出られた。本書の刊行はきわめて時宜に適するもので、海外移住を志す方々にはもち

ろん、移民事業に関心をもたれる一般の方々にも参考になるところが多いと信ずる。広く江湖に推せんする次第である。

昭和三十年十二月

外務省情報文化局長

田中三男

目次

海外移住とは ..... 二

移住する人類(一) 人間の多い国少い国(二三)  
日本はなぜ移住を出したいか(二三) 現地における生活と態度(二六)

日本の移住者が踏んできた途 ..... 六

戦前の移住者(一八) 最初に出た移民(一九) 日本人排斥運動(二五) 出稼ぎより定着へ(二三)

活躍している在外邦人 ..... 四

海外にいる日本人(四) ハワイの邦人(五) アメリカ本土の邦人(六) ブラジルの邦人(七) アルゼンティンの邦人(八) パラグアイの邦人(九) ペルーの邦人(一〇) コロンビアの邦人(一一) ポリツィアの邦人(一二) メキシコの邦人(一三)

どこが移住者を取扱っているか ..... 三

政府の機関(三) 民間の機関(三九)

どんな所に移住できるか ..... 四

日本人を要する国(四) ブラジル(四) 北部ブラジル(四) 中部ブラジル(四七) 南部ブラジル(四七) アルゼンティン(四九) パラグアイ(五〇) ポリツィア(五二) コロンビア(五三) ドミニカ共和国(五五) 米國(五七)

どのような人が移住できるか ..... 五

移住者の適格条件(五) 強い体と資費資金(六)

どんな手続と準備が必要か ..... 六

移住の申込み(六) 移民の選考(六) 渡航費(六) 資費資金と携行金(六三) 服装(六四) その他

他の携行品(六五)

有望な中小企業の移民.....六

企業進出の好機(六六) 技術移民の多い欧州移民(六九) 躍進する日本の企業進出(七〇) 資金援助の途がひらけた(七三)

呼寄せ移民と米國移民.....七

呼寄せ移民とその手続(七四) 米國移民とその資格(七五) 難民救済法による移民(七六)

神戸移住あつ旋所.....七

移住あつ旋所とほんな所か(七七) 移住者に講習を(七八) 楽しい生活(七九)

移民船と船中の生活.....八

さよなら日本(八〇) 移民船と二つの航路(八一) 楽しい船旅(八二) 規律ある生活(八四) 心のゆるみに注意(八五) 寄港地および上陸地における注意(八六) 自治班の活動(八七) 船内行事(八八)

移住地の生活と労働.....九

ブラジルは農業国(八九) 苦しい初期の生活(九〇) めぐまれたサンパウロの邦人生活(九二) 開拓自営移民(九三) 雇傭移民(九四) コロノ移民(九五) コーヒー仕立請負(九六) 分益農(九七) 借地農(九八)

日系一三世.....九

二三世の多い移住地(九九) 二つの国につながる二世(一〇〇) 勳功をたてた二世部隊(一〇一) 移住者はよき先祖でありたい(一〇二)

移住者の心得ねばならないこと.....一〇

成功したい人は(一〇三) 強い意志と強い身体(一〇四) 主婦の覚悟(一〇五) 先輩の苦斗に学べ(一〇六) 成功を急がぬこと(一〇七) 子供の教育(一〇八) 移住地社会に融けこめ(一〇九) 移住者と母国(一一〇)

## 附 録

- ブラジルの国籍法(一〇〇)ブラジルの婦民法(一〇一)
- 財団法人日本海外協会連合会(一〇二) 日本海外移
- 住振興株式会社(一〇三)各府県移民取扱機関(一一〇)
- 在外日本公館(一一四)中南米在留邦人々口表(一一四)
- 戦後の中南米移民数(一二四)各国別渡航者数(一二四)
- 家族調書(一二五) 神戸移住あつた族所入所申込書
- (一二六) 証明書(一二七)

附表 中南米主要国々情一覽表

サンパウロ農事廳

選考調書

中南米地図

表紙 清水ヒロシ

## 海外移住とは

移住する人類 人類の直系祖先が、地球上に姿をあらわしたのは、今から約二万年から五万年前であるといわれ、さらにそれ以前の「原人」の出現になると、百万年から三百万年前であると、人類学者や古生物学者はいつている。原人の化石や遺物の発見によると、初期の人類は、第二紀の終りから、第四紀の洪積期には、ジャバから欧州のベルギーにかけ、また華北、滿州、シベリヤ、中央アジアにわたる、いわゆるユーラシアの旧大陸全体に拡がっており、オーストラリアや北アフリカ、また、南米のパンプスの草原地方からの遺物の発見を合せて考るとほとんど全世界に拡がっていたことになる。

このように、人類が世界の各地に拡がって行つた最大の原因は、人口が増加したことと、彼等が自由に移住することができたという二つにある。人口が増加するにつれ、食糧を獲得する必要がある。したがつてますます広範囲に利用できる広い土地が必要となつて、自然他に移住せざるをえなくなる。このようにして、人類は漸次地球の表面に拡まつて行つたのである。現在においては、約二十五億の人間が、南北両極を除いて、地球上の陸地を余すところなく居住するようになったのである。

人間が生活するために、他に移住するということは、古代も近代もまったく同じ原則である。たゞ異なることは、古代においては、国家的障壁がなかつたので、本人の意志のまゝ自由に移住ができたが、近代においては陸地の

海外移住とは

隅々までが、いずれかの国の領土に属しており、自国内はともかく、他国の領土内には、その国の了解なしに自由に移住ができないということである。この他国の了解をえて、その国に移住することを国外移住、移住する人を国外移住民というのである。

このように、国家によつて地球上の陸地が分割されたことが、近代における移民という形式による人類の移住が生れた原因であり、またその移住がますます困難さを加えてきた原因でもある。

日本は島国であり、他国への移住には海洋を渡らねばならぬので、海外移住と称している。がんらいこの語は、陸続きの他国への移住、すなわち、大陸移住に対して生れた語であるが、日本では大陸移住がないため、海外移住を、国外移住と同意義に使われている。

人間の多い国少い国　世界の国々を、三つの種類に分けると、他国から移民を入れたい国と、移民を送出した国と、そのいずれも必要としない国である。北米、カナダ、ブラジル、アルゼンティン、ドミニカ、その他北米および中南米各国や濠洲等は、移民受け入れ国であり、日本、中国、イタリ、ドイツ、スペイン、ポルトガル、その他の東洋および欧州の一部の国は、移民送出国である。

移民受け入れ国はおむね、人口密度は稀薄で、未開の広大な土地を有している。これを開拓していくのに、自国民だけの労働力では不十分なため、これを他国に求めようとするのである。また、近年においては、単に労働力だけでなく、それらのうちの後進国においては、産業の工業化が進んでいるが技術がともなわないので、不足している技術者をも他国に求めようとしている。これがいわゆる技術移民である。

移民送出国は概して国土が狭小で、過剰な人口を有している。したがって農民は耕す土地も少く、都市には失業者があふれ、国民の生活は不安定である。それで国としてこの人口問題の解決の上から、移民を奨励して、他国に自国の人口を移動させようとしているのである。この相反する二国間の、勞働力の需要と供給の關係が移民という形となつて行われるのである。

ではどんな条件が整つたなら、移民が成立するかというと、移民受入国と、移民送出国および移住者の三者の利益が一致した時にだけ、これが可能なのである。

いかに移民送出国と移住者が移住に熱意があつても、受入国がその必要を認めない事情ができたり、またそれらの国および移住者に好意を持たない場合は、移民は成立しないし、逆に受入国がいかに移民を要求しても、送出国の事情や、移住者がその国を好まない場合、または、受入国と送出国の意見が一致しても、受入国の勞働条件が悪く、移住しても現在より以上の恵まれた生活を望めないとするならば、移住者は移住を望まないだろうから、したがつていずれの場合も移民は成立しないのである。

このように、受入国と送出国と移住者の三者の利益の一致ということが、近代における移民の原則であつて、その一つを欠いても移民は成立しないのである。

日本はなぜ移民を出したいか 第二次世界大戦の結果により、日本の領土は戦前の約半分に減らされ、その上国外より六百数十万の婦国者を加えて八千九百万の人口を抱え、なお年々百万余の人口の増加をきたしている。その上この狭い国土の可耕地は、わずかにその一六%しかないのが実状である。可耕地対人口の密度は、一平方

海外移住とは



故郷を出発して神戸の移民あつ旅所に到着した移民者

われているが、これらに与えうる十分な職場はなく、したがつて失業者が巷にあふれ、国民生活はますます窮乏の一途を辿つていくというのが、日本の現状である。

いかえれば、日本は人口過剰なのである。この人口過剰といふことが、日本のすべての社会問題の根源であつて、これを解決しなくては、日本の再建も、復興も望めないのである。政府が、人口過剰問題の解決の一つの方法として、海外移民問題を大きく取りあげ、これにあらゆる努力を注いでいることは、当然のことなのであ

新当り一、三三三名という世界最高の率を示している。これを米国に比較すると、カリホルニヤ州にも満たない国土に、米国の人口の半分以上も住んでいることになる。米国の農業者一人当りの耕地面積二三、五ヘクタールに対し、日本はその約八〇分の一に当るわずか〇・三ヘクタールに過ぎないことは、日本の実情をよく表している。

人口の四六%に当る農村においては、その二、三男は祖先代々の土地を継ぐことができず、その大部分が都市に職を求めようとしている。年々新しく職業戦線にあらわれてくる人口は約七十万とい

る。海外移民は人口過剰の解決にはならないとの説をよく聞か、これは毎年増加する人口と、移住者との数だけを比較して述べているのであつて、あまり当をえない見方である。海外移民の国家への貢献は単に移民の数以上に大きいものがある。

がららい人口過剰とは、国土や生産力だけに対して人口が過剰だといふのではなく、一国の一切の力、すなわち人口の扶養力に対して、過剰だといふのであつて、この人口扶養力を強化することが、人口過剰の解決なのである。

では海外移民は、国家に対して、どのような形で貢献をするのであろうか。第一に国民に与える精神的効果が大い。戦後の日本はわずか四つの島に押し込められて、そこから一步も海外に出られないといふことは、ちょうど牢獄につながれた囚人のようなものであつて、自由発達の國民の意氣を沮喪させるばかりである。広い海外に出て世界の舞台で自由に活躍できるということは、それだけでも國民に明るい希望を与えるのである。

増加する人口の大半が嬰兒であるに対し、海外に移住する人の七〇％に近い数が、生産年齢者であることは、単に数の比較以上に、海外移住の社会的意義の深さを示すものである。

さらに在外邦人の母国への送金、観光や訪問等による帰国に際しての携帶金、在外邦人による日本商品の購入や、商品の対外紹介による貿易の促進など、日本経済に寄与する額は驚くべきものがある。この経済的寄与が日本の人口扶養力の強化となつて、日本の人口問題の解決に直接または間接的貢献をしているのである。

東京大学助教授泉崎一氏の調査によれば昭和二十七年における、ブラジル在住日系人約三十七万人が、前記の

海外移住とは

方法による日本への経済的貢献は、約五十九億円に達していると報告している。その後の邦人の経済的発展と、それ以外の方法によるものを加えると、おそらく現在では、その三、四〇%を上廻っているであろう。また元神戸経済大学々長田崎慎治氏の調査によれば、北米およびハワイ在住邦人の送金および帰国携帯金のみにも、年間百億から百五十億円に達していると発表している。

現地における生活と態度 海外移民とは勞働力の需要と供給との関係であつて、経済上の原則と同じである。一方で移民を要望する国があり、一方に移民の送出を希望している国があつたとしても、それだけでは移民は成立しないのである。すでに「人間の多い国・少ない国」の項で述べたように、両者の条件が一致した時にのみ、成立するのである。したがつて、もし日本が移民を送り出すとするならば、どこまでも受入国の条件と要望に添う移民を選択し、またそのように教育して送出すべきであつて、これが移民促進のもつとも基本的な条件であらねばならない。

このことは、海外に移住する移住者にとつても同じことであつて、受入国が移住者に何を求め、何を希望しているかを知り、それに相応しい生活態度をとることが、移住地における移住者の基本的な在り方であればならない。そのこと自体が移民受入国の利益にもなり、また移住者自身の利益にもなるのである。

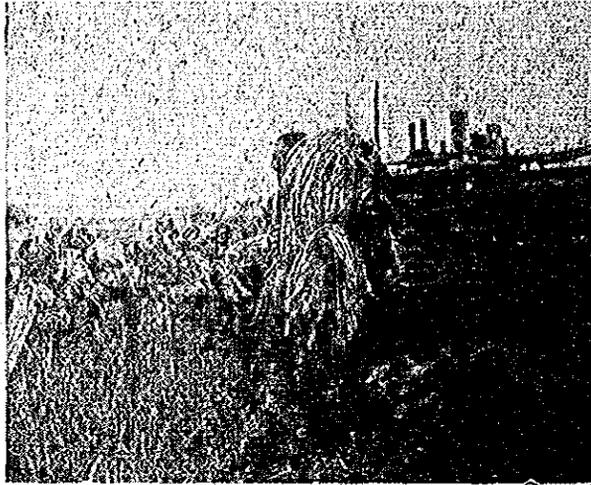
移民受入国が多額の費用を費して、外国から移民を入れることは、送出国の人口過剰の緩和のために率仕するのではなく、自国の産業に寄与してもらいたいからなのである。したがつて移住者として第一に心懸けねばならないことは、受入国の期待に添うように働くことである。日本移民を受入れたことにより、その国の開発が進

み、産業が興るならば、受入れ国はさらに日本に移民を求めてくるであらうし、また、その国に在住する日本移民に対しても、より以上の待遇を与えるであらう。

ブラジルにおける邦人の農業上の貢献、ことにアマゾンにおける黄麻や胡椒の栽培等のブラジル産業に対する

大いなる寄与が、戦後の開拓移民の開始の原因となつたのである。反対に、もし移住者が受入国の移民受入の目的を忘れ、自己の利益の追求だけに促われて受入国の利益に反する行動をとるならば、彼等はその移住者個人を責めるばかりでなく、やがては、移住者の背景にある日本人の信用を疑い、ついには日本移民の全面的拒絶という事態をおこりうるのである。戦前にも数多くその例があり、戦後のブラジル移住者中にも、少数の不心得者のため日本移民全体の不信、不利を招いた事例もある。移民とは単なる出稼ぎではないのである。

次に受入国が移住者に求めていることは、一日も早く、受入国に同化することである。その国の法律にしたがい、言葉を得得し、風俗習慣を学び、受入国の人とな



ジュート（黄麻）の乾燥、アマゾン流域の主要産物

海外移住とは

交際し、その社会の一員としての意識を持つことなのである。

志々にして日本人は、自分は日本人であるから、外国人の眞似をする必要はないとか、またはどうせ金を貯めて帰国するのだから、その必要はないとか、なかに受入国は日本より文化が低いから、日本人が指導すべきで、受入国の指導を仰ぐ必要はない等と、同化を考えない者もいるが、まづたく移民の原則を知らぬ浅慮といわねばならない。もちろん、日本人の良き特性、優れた智識、技術はこれをもつて受入国を指導、啓発することも必要であるが、それは受入国の社会に融け込むことの基本的態度の下に行わるべきである。

がら、移住する人は、受入国を自分の第二の母国と考えねばならない。ことに永住する人にとつては、受入国の厄介になるのであり、またその国で出生した子女、すなわち二世、さらに三世、四世と永遠にその国籍を有する国民であるから、移住者のみが受入国に同化しなかつた場合は、移住国はもとより、その家庭内においてさえ思想、感情の対立がおこるであらう。移住者は、移住国人（受入国で生れた子女）の親であるとの自覚に立脚して、その国に同化し、よき社会人としての生活をしてこそ、移住者の成功が約束されるのである。

### 日本の移住者が踏んできた途

戦前の移民 日本の移民史は、これを大きくわけて北米時代、南米時代とすることが出来る。戦前は中国、滿州等にたくさんの方が出て行つたが、これは軍事的、経済的轉權を土台として行われたことで、普通の移民とは

意味が違ふ。

東南アジア、たとえばジャバやフィリッピン、馬來半島の方に出ているものもあるが、これは数からいっても、問題になるほどのことではなかつた。太平洋戦争の始まる前、これらの地方に在留していた日本人は全体で四万四千人でその内訳は

フィリッピン

二八、七三一人 領英馬來 七、一一九

ジャバ、スマトラ、ボルネオ等(旧蘭領)六、三八四 英領北ボルネオ 一、七二〇

タイ

五八七 仏領印度支那 二〇六

であつて、要するにたいしたことはなかつたのである。

これに対し北米は、米国本土、ハワイおよびカナダをふくめて二十万六千人、南米はブラジルの十九万三千人、ペルーの二万人、アルゼンティンの六千人、メキシコの五千人、その他キューバ、パラグアイ、チリ、ボリビア、コロンビア等の在留者をふくめ、全体で二十二万七千人であつた。この中には中米に属する国もあるが、ここでは大きく南米ということまでまとめておく。

最初に出た移民 日本人は幕末から海外に出ている。多くは在留外国人に雇われて、これに同行したのであるが、それがハツキリした出稼ぎという形で、しかも相当数の人がまゝつて出るようになったのは、明治十八年にハワイ行のそれが始つてからである。それ以来、このハワイ行移民の流れを中心として、仏領ニューカレドニア、潯州のタインスタンドと木曜島、それから四印度のグロドループ島などへ渡航者が続いた。

日本の移住者が踏んできた途

米國行移民が盛んになつたのは、日清戦争の始まる少し前からである。この米國行移民について、特に持つておかなければならないのは、前記のハワイおよびその他の地方に向つた移民が、ほとんどが例外なしに契約移民（雇川年傭、給料その他の諸条件を予め決めて渡航するもの）であつたのに対し、この米國だけは、そのような形式の移民の入國を許さず、独立自由、他人に拘束されないものだけが渡航したということである。

契約移民の場合は、渡航費などはお互に雇主の方で払つた。しかしそれは給料の中から差引かれるか、またはそれだけ給料を低くされるか、そのいずれかであつた。米國行では渡航費を他人が出しておくことができなかつたから、渡航者はそれだけの金の用意が必要であつた。それでも年々渡航者が増加したのは、やはり労働賃銀がよかつたからである。

明治時代、日本の農民と労働者の窮乏は、今日では恐らく想像もつかないほど深刻なものがあつた。なんとかこの窮乏から救われたい。借金を返したい。借金のため取られた田畑をとり戻したい。移民会社というのが沢山あつて、外国に行つて働けば金ができると誘ひかけた。三年も働いてくれば、借金を返せるばかりでない、相当の財産ができること間違いないと――。

移民として渡航するものに、永住の決心だの、覚悟だのというものはまつたくなかつた。誰れもかれもが、みな金を作るための出稼ぎであつた。村にカワラ屋根の家が建つた。あれはアメリカ帰りだろうといわれた。渡航者の最大の理想がそこにあつた。「どうせ一度は日本に帰り、ハワイ帰りといわれたい」という俗語があつた。

日本人排斥運動 明治三十二年にペルト（南米）向け移民が始つた。それから十年後にブラジル行移民開始。

このブラジル移民が始まる頃になると、反対に米国行、ハワイ行移民の道がとざされてしまい、在留者の家族でなければ入国できぬということになった。日本政府と米国政府との間に、そういう協定ができてしまったのである。米国の排日運動が盛んになつて、この上日本から移民を送ることは、両国の間に摩擦を大きくし、ついには国交を危殆に導くことになるかも知れぬということだつた。このような事情と理由により、日本政府はカナダ政府とも話し合いの上、これまた同様の処置をとつた。

米国は、それから十七年後の大正十三年、日本人は、それが移民として取扱われるものであるかぎり、在留者の家族といえども、入国させぬという法律を実施した。米国はこれよりも早く、中国人、インド人、その他のアジア人の絶對入国禁止処置をとつていた。ただ米国の植民地であつたフィリピンだけは別であつた。

それでは米国やハワイ行日本移民が盛んだつた頃、渡航者は一休どの位あつたのかというと、ハワイの方は、明治十八年から同二十六年までの渡航者二万九千六十八人。その後二十八年には二千三百二十人、二十九年六千三百四十五人といつた数字が見え、また米国行では、同国の移民統計の中に、日本移民として

一八九三年(明治二十六年)	一、三八〇人	一八九八年	二、二三〇人
一八九四年	一、九三一	一八九九年	二、八四四
一八九五年	一、一五〇	一九〇〇年	一、六三五
一八九六年	一、一一〇	一九〇一年	五、二六二
一八九七年	一、五二六	一九〇二年	一四、二七〇

日本の移住者が漸んできた

一九〇三年

一九、九六〇

一九〇五年 一〇、三三二

一九〇四年

一四、二六四

と出ている。カナダはハワイや米国にくらべると、いつもはなほだしく劣つており、明治三十三年と、同三十九年にそれぞれ二千人を越えたことがあるという程度だつた。

米国やハワイ行渡航者が、以上のように年々相当多数に達したのに、その割合に定着在留するものが増加しなかつたのは、これらがみな出稼ぎ目的の渡航者で、いくらか金ができると帰国してしまうという行き方であつたからである。一方南米のペルーやブラジルへの渡航者数は、ペルーは明治三十二年から昭和十六年までの五十年間に三三、〇七〇人。ブラジルは明治四十一年から同じく昭和十六年までの四十年間に一八八、九八六人と、アルゼンティンはこれもブラジルと同じ期間に五、三九八人。メキシコはこれはペルーと同じ期間に一四、三八三人となつてゐる。

出稼ぎより定着へ これらの渡航者だつて、気持の上で出稼者であることに姿りはなかつた。しかし労働賃金が安かつたし、なかなか思うように金もできなかつた。帰国の旅費も安くない。何とかものになるまでとガン張つてゐるうちに、年もとり、家族もふえた。事業も績につき、財産もできてきた。

しかしやはりそのうち、そのうちと、日本への思慕は漸ち難いものがあつた。子供の教育さえ、帰国のことを勘定に入れて行つてゐた。自営の農業者として、願調にやつてゐても、いつの日にか日本に帰ることを考へてゐた。また事実帰つた人も少くない。しかしハワイや米国に比し、帰国者がずつと少なかつたのは、特にその大

部分を占めるブラジル行の人々が、ほとんど例外なしに家族連れであつたということ、主なる理由としなければならぬ。米国行移民は家内労働、農園労働、鉄道関係労働を主とし、ハワイ行は甘蔗耕地と製糖工場の労働。カナダ行は伐木、製材および漁業労働に従事したに對し、ペルー行は大正の半ば頃まではほとんど甘蔗耕地で働き、ブラジルのそれに至つては、最初から自作農として渡航した少数のものを除き、終始一貫してコーヒー耕地労働者であつた。今日のブラジル在留の日本人は、そのコーヒー耕地生活を



日本の移住者が踏んできた跡

#### ブラジルにおけるコーヒー園

土台として、やがて諸負耕作者になり、小作農となり、小地主となり、それから一部はさらに大地主となつたのだが、顧みてまた何と苦勞の多かつたことであらう。

夕ざれや木蔭に泣いてコーヒーもぎ

火喰島仏壇燦す新移民

しかしこのような苦勞と犠牲とはブラジルだけのことではなかつた。外国における日本移民の戦いのあとを仔細に見て行くと、どこでも似たような場面が無数にある。日本政府は、最初から移民の保護や奨励に熱心でなかつた。明治二十九年に移民保護法という法律を實施したが、これは移民に對する積極的保護のためでなく、移民会社を取締ることによ

り、移民の危険を防止するという程度のことであり、やつと大正の末期

になつて、ブラジル行移民の渡航費を補助することになつたのだが、その頃になると、ブラジル以外に多数の移民が出て行けるところがなくなつてしまつた。今日移民といえば、すぐブラジルを連想されるのも、そういう歴史的關係による。そのブラジル行移民の大正末期以後の年別渡航者数を示すと次の通りである。

大正十三年	三、六八九人	昭和八年	二、三、二九九人
十四年	四、九〇八	九年	二、二、九六〇
十五年	八、五九九	十年	五、七四五
昭和二年	九、六二五	十一年	五、三五七
三年	二、〇〇二	十二年	四、六七五
四年	一、五、九五七	十三年	二、五六三
五年	一、三、七四一	十四年	一、三一四
六年	五、五六五	十五年	一、五六四
七年	一、五、〇九二	十六年	一、二七七

### 活躍している在外邦人

海外にいる日本人 「日本の移住者が踏んできた途」にもあるように、日本人の海外に出初めたのは幕末から

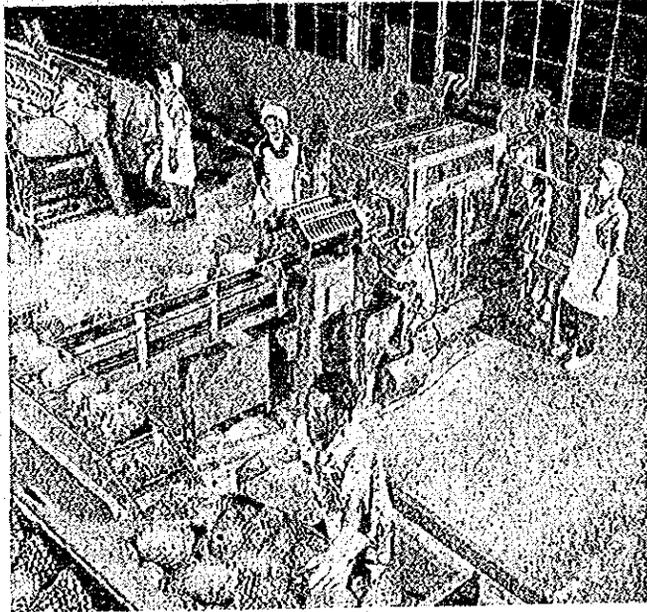
であり約二世紀に近い移民の歴史も、他国の移民に比較すると、まづたくその数の微々たるものにおどろく。しかも第二次大戦の結果により、大陸および南方諸地域の邦人は全部帰国してしまい、現在では、たゞ南北アメリカ大陸に六十数万の邦人を残すのみになつたのである。

しかし、少数ながらこれらの在外邦人こそ、もつとも日本にとつて大切な人々であり、これらの人々の過去および現在の活動の上こそ、今後の日本の移民の発展が約束されていくのである。そうした意味において、これら在外邦人の現状を一瞥することは、今後の移住者にとつて、もつとも必要なことである。

ハワイの邦人 明治元年に、一五三名の移民が、当時独立国であつたハワイ国に渡つた。これがハワイ移民の初りであるとともに、日本人の海外移民の濫觴でもある。みな三十歳未満の青年ばかりで、契約年限三年、一月四弗、住居、食事、医療等一切雇主負担という約束で、甘蔗耕地に入植したのである。印緯天、豆絞りの三尺帯、股引といういでたちだつたというから、今日の移住者の紳士然たる服装に比ぶべくもない。

ともあれ、このようにして始つたハワイ移民も、すでに九十年の歴史をけみし、いわゆる「元年者」の一部少数は帰国したがその他はすでにハワイの土と化してしまつた。それら元年者に続いて、明治十八年からいわゆる「官約移民」が毎年何千名とハワイに渡航し、その後は自由移民となり、明治四十一年迄つづいたのであるが、これらの人々の大半は他界し、現在残つている一世はすでに老令の域に達して、日系人社会の中心は、二世、三世に移つてしまつた。

しかし、これら二世、三世は阿親の地盤であつた農業界はもちろん、政界に、学界に、実業界その他各界に活躍している在外邦人



邦人經營のバインアツブル工場（ハワイ）

なる活動をしている。昭和二十九年十一月の選挙で、上院議員十五名中の七名、下院議員三十名中十四名、ホノルル市會議員七名中四名を、それぞれ日系人が占めるようになった。上院議長も日系人である。二百の公立学校のうち、日系人校長は五十四名あり、さらに弁護士八十九名、医師百三十六名等、その社会的地位が著しく高いことを示している。たゞ残念なことには後継移民の行けぬハワイは、今後の移民発展地としては、すでに過去の国となつてしまつた感がある。

アメリカ本土の邦人 在米邦人の歴史は、ハワイについて古い。明治二年、オランダ人スネールにひきいられる松平藩の一行四十名の移民が、カリフォルニアに若松コロニーを建設したに始まる。以後、ハワイ移民とともに明治時代の海外移民の焦点であつたが永年の排日運動で、年々その渡航が困難になり、ついに明治四十年の紳士協定で、自ら移民の渡航を制限せざるをえなくなり、さらに大正十三年の排日移民法によつて、まったくその渡航が禁じられてしまつた。戦前、邦人の

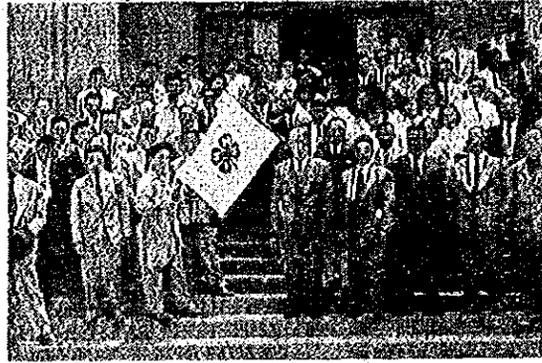
大半は太平洋沿岸、ことにカリフォルニアに居住し、農業方面に確固たる地盤をつくとともに、またその貢献したところはすこぶる大きかつた。第二次世界大戦の勃発とともに、太平洋岸の邦人は其地の収容所に移され、数十年にわたつて築きあげた経済的地盤は、根底から破壊され、終戦後再出発せざるをえない立場におかされた。しかし、そうした苦境にあつてもよく奮闘し、十年足らずしてふたたび戦前と同じ地盤を確保するにいたつた。

中には数千町歩の大農園を経営している成功者も出てゐるが、一般の職業をみると、都市においては飲食店、旅館、アパート経営、クリーニング業など、都市近郊においては園芸と蔬菜栽培とが主であり、農村においては果樹、馬鈴薯、小麦などの栽培などがあげられるであろう。その収入は、アメリカ人の平均とは同一で、たとえば最近の猪鬃をみると、ロスアンゼルスの日系家庭園業者の月収平均は二百ドル以下一〇％、二百四十ドル六〇％、四百ドル以上三〇％になつており、同地のホテル、アパート業の平均月収一千三百ドルになつてゐる。

一世の平均年令はすでに六十七、八十といわれ、もはや老境に入り、その数も漸次減少しつゝあるが、一面二世三世の数は殖えつゝあり、それも戦前のように太平洋沿岸のみでなく、全米各地に、しかもあらゆる方面に活潑な活動をしてゐる。日本人のよき性質をうけついでこれら二世、三世はアメリカ人の賞讃をうけており、その将来に期待するところが大きい。一八五人の割当て移民や難民救済法による移民以外に、何らかの形で新しい移民を継続的におくり、この歴史のある日本移民の後を絶やしたくないものである。

ブラジルの邦人 明治四十一年に、笠戸丸にて第一回移民七百八十一人が渡航し、以後、幾多の姿遷はあつたが、第二次世界大戦開始までに十八万八千余人が渡航した。戦後の計画移民は昭和二十七年十二月より開始された

活躍している在外邦人



ブラジルの邦人二世の4頁クラブ

が、これに呼寄せ民を加えると既に約一万二千人に近い人が渡航している。現在での在伯邦人約三十七万と推算されているが、これらのうち、日本から渡航した一世で、現存している者は約十一、二万名で、残りの二十五、六万人は現地で出生したブラジルの国籍を有する二世、三世である。しかし、これら一世は、ハワイや米国と異り、その平均年齢は南ブラジルにおいては四十七、七歳、アマゾン地域においては四十二、六歳で、現在が活躍の盛りであることは意を強くする。

在伯邦人のうち約八〇%が農業に従事し、他は商業、工業その他の面で活躍している。コチア産業組合の調査によれば、農家の所有面積は推定九〇万アルケール（一アルケールは約二町五段）であり、これは日本の約二二〇万町歩に相当する。全日本の耕地面積五四五万町とすれば、約半分に近い面積を、ブラジルのわずかの邦人が所有していることにな

る。これは主として、都市近郊の農家の所有面積から割り出した数であるから、奥地農業や牧場地帯の大面积を要する農牧業を勘案すると、おそらく三〇〇万町歩を遙に突破するであろう。

東大の泉崎一助教授の調査によると、在伯邦人農家のうち、南ブラジルでは七一%、アマゾン地帯では八三%が地主であり、借地農は前者にては二五・四%、後者にては三・三%と発表している。さらに日系農家の資産総

額約二、七三七億円に達し、農業生産額七四一億五千万円といつてゐる。

戦前移住した人々は、前述した通り当初はコロノ（農業契約労働者）としてコーヒー園にて就労し、その年期の終了後、コーヒー仕立請負をやつたり、都市近郊で分益法によつて資金をつくり、独立農となるのであるが、その間七、八年の歳月を要する。前記のサンパウロ州その他の移民は皆この経路をへた人々である。現在コーヒー、棉花、バナナ、茶、養鶏等あらゆる面で活潑な活動をしている。一九四七年にサンパウロ州でもつとも權威ある団体たるブラジル農村協会の発表によれば、サンパウロ州における農業総生産額に対する日本人による生産は、  
コーヒー（二〇％）棉花（三五％）生糸（九〇％）馬鈴薯（六〇％）トマト（九〇％）蔬菜（七〇％）鶏卵（九〇％）薄荷（九〇％）茶（二〇〇％）苺（一〇〇％）ラミー（九〇％）バナナ（五〇％）桃（一〇〇％）と発表している。サンパウロ州における農業人口の一〇％に當る邦人農業者が、その生産面において三〇％に達していることは、驚くべき貢獻といわねばならない。

単に生産量の上からだけでなく、新しい農作物をブラジルに持ち込んだ意味でも、その貢獻は大きい。もつとも顯著なものとしては、アマゾン地帯におけるジュート（黄麻）およびピメンタ（胡椒）であつて、長年の苦心研究の結果、現地に適した品種を発見し、これの栽培を擴張して現在国内の需要をみたすのみか、輸出の段階にまで発展しており、アマゾン地域の二大産業としてブラジル国民に感謝されている。薄荷、茶、生糸、ラミー、桐油、柿、桃、梨、枇杷等のみならず日本人によつて、新に持ち込まれたものである。在伯邦人の活躍は農業生産面のみではなく、南伯における農業協同組合組織も日本人によつてつくられ、サンパウロ市にあるコチヤ産業組合の活躍している在外邦人



コチア産業組合の記念碑

如きはブラジル最大の組合として、市場価格を完全に掌握している。

同組合は昭和二年に、八三人の日本人農家が二九〇コントス（二コントスは現在約五千円）の出資醸金によつて設立されたものであるが、今日では組合員五千人を算し、出資金一〇万コントスおよび取扱金額一五〇万コントスにおよんでいる。

これを個人的にみると、無一物で渡統した一介の移住者が、長年の奮斗の結果、大農場主、大商店主になつてゐる者が数多く、億万長者といわれる人は六、七十人を越えるといわれ、先年死去した藤原久人氏の如きは、その遺産は七百億円だつたといわれている。

商業、工業方面にもさいきん活潑な動きをなしており。日本より、東洋紡績、鐘淵紡績その他の大事業家の進出もあり、さらに日本海外移住振興株式会社が設立され、邦人の企業面の経済的支援をなすことになつてゐる。在伯邦人の今後の活躍には刮目すべきものがあるであらう。

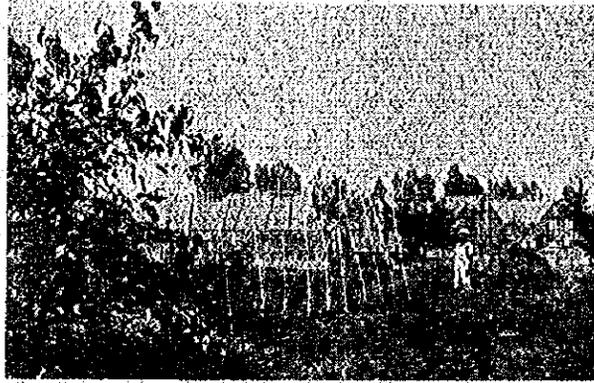
アルゼンティンの邦人 アルゼンティンへ邦人が初めて渡航したのは、明治三十年といわれているが、本格的に行き出したのは、日露戦争直後であつて、日本貿易商社の進出にともなう商業移民、その後の呼寄移民、その他ペルーや、ブラジル移民の輸出などによつて、ア国邦人の基礎が築かれたのである。がんらいア国はその人種構成をみても、九七%が白人で、土人の血をひく者はわずかに三%に過ぎぬ国である。したがつて「白人のアルゼ

「ブエノスアイレス」を模倣しており、日本人に対しては非常に親日国であるにもかかわらず、いまだかつて大量移民を許したことがないのも、人種構成に対する政府の方針に原因しているものと思われる。

現在ア国に在留している邦人は、約一万三千名である。首府ブエノス・アイレス市およびその近郊に約八〇%

の邦人が集中し、その他の邦人はミシヨネス、コリエンテス、メンドサおよびコルドバ州等の各地に散在している。これを職業別にみると農業（花卉栽培二、〇六九名をふくむ）三、七七三名、洗濯業三、八九六名、飲食業七九五名、商業九一九名、工業三五八名、自由業一七五名、その他三六六名である。

ブエノス市内にはコトヒ店、洗濯業に従事し、その近郊には花卉園芸及び野菜園の経営者が多い。ブエノス市近郊の花卉園芸業者は二百軒以上もあり、その大半が日本人の経営である。同市の花卉市場の一日の売上げは、二〇万ペソ（一ペソ約十二円）といわれているが、邦人の生産はその九〇%に当る年六千万ペソを越えている。日ア両国人の設立による花卉産業組合があり、その組合長は日本人である。これらの業者は温室栽培が主であつて、小規模のもので間口六米、奥行四〇米の温室を五、六棟、大規模の経営は三十五、六



ブエノスアイレス市郊外邦人経営の温室

活躍している在外邦人



コーヒーと間作の米

棟にも至つており、こうした温室村が、市の周辺とるところに集団しているのは、壯観である。これらの温室一棟の費用は邦貨四、五十万円といわれている。花はカーネーションがもつとも多く、次にバラ、スイート・ピー、アマボローラ、水仙、シネアリヤ・シクラメン等その他あらゆる花を栽培している。

て、日ア両国人による園芸協同組合があり、その四分の三は邦人であつて、フェノス市の需要の約七〇％は邦人の供給である。米国から機械をとりよせ、大農式に耕作し、廻転式人工灌水を行い、野菜はポンプで筒のまゝ洗う等まつたく日本では考えられぬ大掛りの経営をしている人もある。

奥地ミシヨネス、コリエンテス地方ではマテ茶、米、油桐、タバコ等を栽培し、アンデス山麓のメンドサ地方では、林檎、葡萄等を盛に栽培し、中には花卉類を栽培して、飛行機でフェノス市に毎日出荷している人もいる。

この地方の邦人の耕作になる林檎や葡萄は優秀なもので、国内消費に向けられる一方、輸出にも大量むけられている。

アルゼンティンの邦人は、派手ではないが、健実な発展をじている。さいきん、在邦人で組織している「コアルゼンティン拓植協同組合」が、日本からの移民呼寄に力を入れている。

パラグアイの邦人 昭和十一年に海外移住組合連合会の取扱いで、百九家族約八百人の邦人が、首都アスンシヨンから東南一五〇キロのラ・コルメナ移住地に入植し、パラグアイ人農家とともに農業に従事している。棉花、

米、とうもろこし、玉葱、ユカ等を植えつけ、移住地内に精米所、練綿工場、製粉工場等をもち、小さい植民地ではあるが、多角経営をおこなっている。入植当初から全部自作農であつた関係から、地味ではあるが健実な発展をなし、落ちついた平和な生活を営んでいる。

さいきんパラグアイ南部のチャベス植民地に、百家族六百三十七名の移民が、日本から入植した。この土地はいわゆるテトラ・ロシフで、南米で最良の土壌であり、十六キロの地点にエンカルナシオン市およびパラナ河を距て、アルゼンティンのポサーダス市をひかえて、立地条件のよいところである。永年作として油桐、マテ茶等を栽培するとともに、米、ユカ、野菜等を耕作している。

ペルーの邦人 ペルーは邦人のラテン、アメリカ発展からみれば



活躍している在外邦人

パラグアイ、チャベス植民地の油桐

は、メキシコについて古いもので、在留邦人もブラジルにつく四万人を算するのである。

他の国々の邦人が農業中心に発展しているのに、ベルーの邦人は、その当初から都市を中心に発展してきた。したがつてその職業も都市における雑貨商、食糧品商がもつとも多く、次いで飲食店、理髮店、花卉栽培等で、一時は非常な排斥をうけたこともあり第二次世界大戦には一部邦人が米國に強制的に移される等、相当苦勞をしている。しかし、現在は永住の決心のもとに、それぞれ揺ぎなき地盤を固めつゝあることは、国籍を有する二世三世の生長とともに在ベルー邦人の將來は、輝かしいものがある。在留邦人が一旦帰国すれば再渡航を認めないのと、日本に來ている二世に対しては帰国を許さないので邦人も非常に困つてゐるが、現在は幾分か緩和される傾向にあるようである。

**コロンビアの邦人** 昭和四年に、十家族五十八人の移民が渡つたのが基礎になつて、漸次発展し、現在はバルミラ地方に五十家族約四百人の邦人が、ウヅラ豆の栽培で成功している。これらの邦人は協同組合を結成して團結しており、その富裕なことはその組合の生産額年八百万ペソ（十二、三億圓）といわれ、所有トラクター五百台、附屬器具二千五百台、各戸の年収入二千万円から四千万円というおどろくべき数字である。トラクターを使用しての大機械農業であつて、コロンビアにおける機械農業の草分けでもある。こうした日本人の農業技術の優秀さと、積極的營農法はコロンビヤ人の賞讃をかち得ている。

まつたく経済的に恵まれ、パルミラ市に居住し、毎日自家用車で郊外の耕地に通い、働き終れば着物を着換えて帰宅するという、まことに恵まれた文化的生活をしている。しかし、これも一朝にしてこの域に達したもので

なく、その当初はコリント地方で米作をして失敗した苦い経験もある。ただコロンビアの邦人は、よく団結して組合をつくつており、その中心に立派な人物を得た点が今日の成功の原因といわれている。新に邦人を呼寄せ、計画をたて、いるから、早晩それが実現されるであらう。

**ボリヴィアの邦人** ボリヴィアは、パラグアイとともに、中南米における海に面しない国として、その発展が遅れた国であつたが、最近ブラジルのノロエスタ線が、ボリヴィアのサンタ・クルス市まで延長されたので、今後の発展が期待されている。邦人はわずか千五百人程度であるが、少数にもかかわらず、皆相当の発展をしている。中には小森幸一氏のフアナセ人絹織物工場や、末松互三氏のナテサ靴下工場等、ボリヴィア有数の工場を経営している人もいる。

小森氏の工場は五階建て、ドイツ、米國等の最新式織機二百台を擁し、八百人余のボリヴィア人職人を雇用しており、末松氏の工場は百数十台の織機で、同国の靴下の需要を充しているといわれている。その他の邦人は農業、酒造工場、清涼飲料水工場等を経営している。

最近沖繩の移民が米國の援助の下に約四百人入植し、日本からも少数入植した。一般国民は親目的であり、土地も肥沃なので將來邦人の發展地として着目されている。

**メキシコの邦人** メキシコは、中南米における日本移民の最も古い歴史を有する國である。明治三十年に榎本武揚子の働きかけにより、メキシコ最南部のチャパス州に六万五千町歩の土地をえて、青年三十四人が渡航したに始る。以後漸次邦人が増加し、現在約五千六百人である。渡航した邦人数を調べると、明治三十九年に五千

活躍している在外邦人

人、四十年に三千八百名と記録されているが、一時多数の邦人が国境を越えて米國に入国した者も多数あり、今日残っている邦人は案外少いのである。

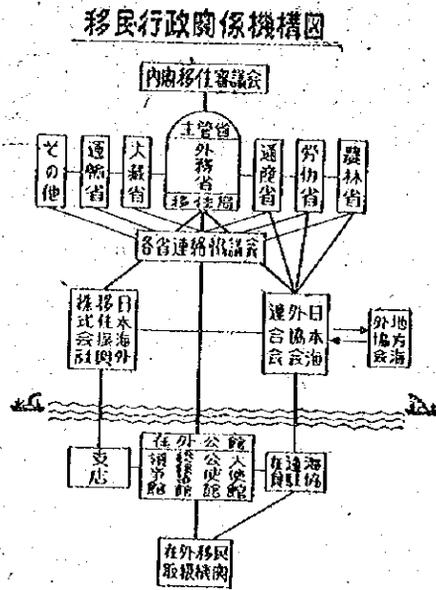
邦人の約半数が、首都メキシコ市およびその近郊で、また他は各地に散在して農、商、工、斂等各方面に活躍しそれぞれ根強い發展をしている。戦前農業に従事していた邦人も相当いたが、第二次世界大戦で沿岸地帯の邦人の全部が、メキシコ市およびガグラハラ市に強制的に集結させられたので、戦後これらの都市に落ちつき、商業に転じた人も多い。邦人は少数であるが、歴史が古いのと、この國が従前より非常な親日國であつた關係上、邦人の發展にはみるべきものもあり、中には十数億の蓄財をなし、財界に重をなしている人もいる。最近米作移民勸人の計画など一部邦人で計画しておるようである。中、小工業の進出国として有望視され、日墨合弁によるメキシコ豊田織機などの進出をみるにいたつた。

### どこが移住者を取扱つてゐるか

移住する人々にとつて、ぜひ知つておかねばならぬことは、日本の海外移民はどこで立案し、どこでそれを取り扱い、また政府および民間のどんな団体が、どのような仕事をしているかという、移住に関する政府および民間の機構である。次頁にある「移民行政関係機構図」のような組織になつてゐるが、少しそれをくわし書いてみよう。

△政 府 の 機 関▽

外務省 移民に関する政府の主務官庁は外務省であつて、その事務は移住局でとり扱つてゐる。移住局は第一、第二、第三課と渡航課の四課にわかれてゐる。第一課は移民政策の企画立案、海外移住審議会、移住おつ旋所等に関する事務のほかには局の総務的な事務、第二課は移住者の募集、選考、送用、渡航費の貸付、回収等の事務および現地調査に関する事務、第三課は海外移住に関する調査研究、民間団体の指導助成等のほかには、日本海外移住振興株式会社に関する事務、渡航課は、旅券の発給および査証に関する事務を取扱つてゐる。



どこが移住者を取扱つてゐるか

農林省、労働省、通商産業省 外務省

は移住者に関する主務官庁ではあるが移民行政を完全に遂行するため、他の省もそれぞれ業務の一部を担当している。たとえば移民の募集、選考でも、農業移民は農林省、商工移民は通産省、雇傭移民は労働省が担当することになつてゐる。もちろん移住者の最終選考決定は、外務省とそれぞれ前記各省との指示に基づいて海外協会連合会が行うことになつており

その他、募集、送出国の実際業務は、同会に一元的に取扱われている。

移住あつ旋所 神戸に神戸移住あつ旋所がある。これは外務省の附屬機関であつて、移住者は渡航前十日前後はここに宿泊して、渡航の手続や教育を受けるのであるが、詳細は後記「神戸移住あつ旋所」に記してある。なお東日本に在住する移住者の便宜をはかるために、昭和三十年度に横浜にも移住あつ旋所を新設することになつている。事業は神戸の移住あつ旋所と同様であり、開所は昭和三十一年二月一日の予定で、所在地は、横浜市中区本町三丁目である。

海外移住審議会 内閣総理大臣または関係大臣の諮問に依じて、海外移住政策に関する重要事項を審議するため、本年七月に設立されたものである。会長は内閣総理大臣で、委員には内閣官房長官、関係各省大臣および移民問題に関する学識経験者が選ばれている。

在外公館 海外に渡航した後の移住者に対する保護指導は、どうなるのであろうかと移住者は心配するが、そのために外務省の出先機関が各国に設けられている。即ち大使館、公使館、総領事館および領事館等がこれである。これらの在外公館は移民の受入れ家族教、渡航時期、受入条件等に関して相手国政府と折衝したりまた移住者の入植後における保護、指導の任に當つては、現地にある移民受入機関の指導、監督をもしている。

移民を送出しているが、まだ在外公館が設置されていない国もあるが、そのような国には早急設置するよう外務省は努力しており、移民の多くいつている国の公館には、移民専門の担当官を増員して、その保護、指導を強化する方針をとつている。

## △民間の機関▽

移民事業は、その特殊な性格から、官民協力で遂行されなければ十分目的を達することができないものである。したがって政府としても民間の移民関係諸団体の強化、育成に努めておるが、現在政府の外郭団体は左の通りである。

財団法人日本海外協会連合会 戦前、移民取扱機関として、海外興業株式会社、海外移住組合連合会等が存在していたが、戦後これらの移民取扱機関が閉鎖されてしまったので、外務省は昭和二十九年一月に、財団法人日本海外協会連合会の設立を許可し、それ以後はこの団体に移民の送出国に関する実務を委託している。したがって、政府の代行機関とも称すべきものであつて、政府が指導、監督をしている。その事業の主なものは、

イ、海外移住に関する事業を行う海外の諸団体との連絡提携に関する事業

ロ、移民の募集、選考、教養、輸送および援助に関する事業

ハ、移民に対する渡航費の貸付およびその回収に関する事業（註、日本海外移住振興株式会社の設立により、今後は

移民渡航費の貸付および回収は同社が行い、連合会は渡航費貸付の事務のみを委託されることになる）

ニ、移民に関する啓蒙および広報に関する事業

ホ、海外移住に関し、主務官庁より命令され、または委嘱された事業

ヘ、その他この会の目的を達するために必要な事業

どこが移住者取扱つてゐるか

などである。連合会の傘下団体として、各府県に海外協会が設立されており、現在その数は三十八協会に達している。(附録「移民関係民間機関」参照)優秀なる移民を大量に送出すために、連合会および地方海外協会の活動に待たねばならぬので、政府はこれらの団体の機體の整備、拡充する方針である。

日本海外移住振興株式会社 海外における移民の発展のためには、資金的背景が必要であることは、欧州諸國の移民を研究すれば擲ることであるが、従来の日本にはそれが欠けていた。海外移住を國策としてこれを強化させねばならぬ關係上、第二十二国会にて「日本海外移住振興株式会社法案」を通過させて設立したのがこの会社である。同社の資本金一億七千五百万円のうち、政府出資一億円、民間出資七千五百万円の官民協力によるものでこの他事業資金として、アメリカの市中三銀行より千五百万ドル(約五十四億円)を借款する話になつてゐる。同会社の主な業務は次のとおりである。

イ、移民に対する渡航費の貸付

ロ、移民およびその団体の行う農業、漁業、工業その他の事業に必要な資金の貸付

ハ、移民を受入れる事業に必要な資金の貸付

ニ、移民を受入れる事業の経営

なお同会社は、中南米の主要なる地点に現地法による支店を設立する予定である。今後は同社の融資による企業に進出に伴つて、企業および技術移民が多数送出されることも予想されるし、在外邦人の眞面目な事業は一段とその発展をみるであらう。

現地における移住者受入機関 現地に到着した移住者に対し、民間機関として現在に左の五機関が、受入れ、入植、管農指導等の一切の世話をしている。

イ、アマゾンニヤ経済開発株式会社（ブラジルのアマゾン地域）

ロ、日本拓植協同組合（ブラジルの中南部地域）

ハ、アルゼンティン拓植協同組合（アルゼンティン）

ニ、日邑拓植組合（パラグアイ）

ホ、サンタ・クルス日本人農業協同組合（ボリグワイア）

これらの官民諸機関が、海外に移住する人々のために、企画立案や、移民の募集、選考、教育、輸送、入植、さらに現地における管農指導まで、内外一貫して世話することになっているのであるから、移住者は安心して渡航することができる。

### どんな所に移住できるか

日本人を受入れる國 現在日本人が海外に移住できる所は、主として中南米諸國と北米であつて、東南アジアの諸國にはまだ移住できない。しかし、東南アジア諸國の中にも、日本移民を入れて資源を開発したいと考えている國もあるので、近い将来には、それらの國々にも日本人が移住できる日の來ることが期待される。

どんな所に移住できるか

中南米諸国のうちでも、日本移民を受け入れている国はブラジルを始めアルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、コロンビア、ドミニカなどの諸国である。これらの国のどんな所に、どんな形で入れるか次に述べて見よう。

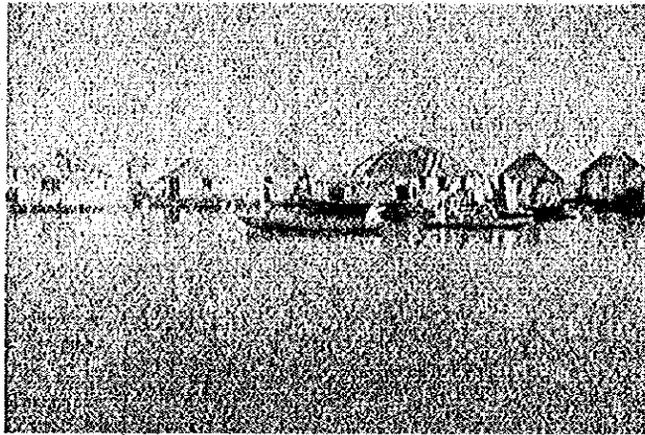
**ブラジル** 南米といえばブラジル、南米移民といえばブラジル移民を連想するほど、日本人にはなじみの深い国である。戦前も滿州を除いては一番沢山日本人を受け入れた国で、現在ブラジルに住んでいる日系人の数は二世、三世をふくめて約三十七万人といわれている。南米諸国の中でも一番の大國で、面積は日本の二十二倍、南米の約半分を占めているが、人口は五千四百万で、日本の約半分である。戦前からの日本人の大部分は、安定した生活を楽しんでおり、中には巨万の富を築いている成功者も少くない。

戦後も、日本人が最も多く入国しているのはブラジルで、昭和二十七年に移民が正式に再開されてから、政府が渡統費を貸付けて送出した移民総数は七、二七〇人（本年十月末で）の内六、二八六人がブラジル行となつている。

ブラジルは地域的に北部ブラジル、中部ブラジル、南部ブラジルの三つに大別されるが、北部と中部に入る移住者は大體開拓移民で、南部に入るのは主として雇傭移民である。

**北部ブラジル**（アマゾン地帯）アマゾン地帯は未開発のまま人類に残された最後の宝庫といわれる所で、水量において世界第一と称されるアマゾン河流域の豊沃な地帯である。

アマゾン地帯の日本移民の歴史は、今から約三十年前昭和の初にさかのぼるが、その頃できた南米拓殖株式会社、アマゾン興業株式会社、アマゾン産業株式会社等の開拓会社が、約十年間にアマゾンに誘入した日本移民の数は六七〇家族、二、六〇一人であつた。しかし当時のアマゾン地帯には熱帯性マalariaがじょうけつしてお



どんな所に移住できるか

り、また農業的にも適作物が発見されていなかったので、せつかく入った日本人達も多数の脱落者を生じ、多くの者は南伯地方に脱れて行き、第二次大戦が終つた時に、アマゾン地帯に残つていた日本人は三〇三家族一、一三七人に過ぎなかつた。しかしこれらのアマゾンに踏み止つ

た日本人は、一部はアマゾン河の下流地域一帯に散らばつて、新産業としてのジュートの栽培に成功し、また他の一部の人々はアマゾン河口で胡椒の栽培に成功し、それぞれ確固たる経済的地位を築き、アマゾン開発に多大の貢献をし、日本移民の優秀性を立証するに至つたのである。これらの戦前の日本移民の功績がブラジル政府に認められて、戦後アマゾン地帯へ日本移民五千家族の誘入が許可されたのである。

では今日のアマゾンはどうな様子かという点、戦前日本移民が始めて入つた頃に比べると非常な変化を来している。

まず変化の第一に挙げなければならぬことは、アマゾン地帯にマラリアの危険がなくなつたことである。第二次世界大戦中アメリカ合衆国は、アマゾン地帯のゴムその他の戦時資源を確保するため衛生対策に力を入れ、DDTを撒布した

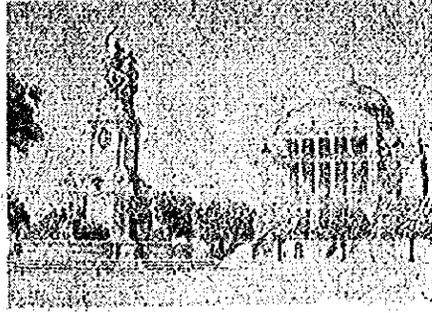


ジャボチカバの実

り、濕地帯に溝を掘つたりして蚊の発生を防いだ。またカモキン、アブレン等のマラリアの特効薬が発見されたり、予防薬クロロキナーナが出来たりしたので、アマゾン地帯のマラリアは九〇%に減少することができ、アマゾン開発の最大の敵が征服されてしまつたわけである。

第二に特筆すべきアマゾンの大変化は、前に述べたようにジユート、胡椒等の適作物が日本人の努力で確立されたことである。戦前日本人が非常に苦しんだのは、アマゾンに適する作物がわからなかつたからであるが、現在ではすでにジユートおよび胡椒があり、他の作物についても努力と研究次第でできる見込がついたことは、今後アマゾンを開拓する者にとつては非常に心強いことである。

第三に挙げるべき変化としては、戦後ブラジル政府がアマゾン開発に非常な熱意を示し出したことである。ブラジル政府は、戦後アマゾン開発を国策として取りあげ、国およびアマゾン地域の各州歳入の三%をアマゾン開発に投ずることを憲法に規定し、同地帯の資源の開発に積極的に乗り出している。



アマゾン・アマゾナス 昔ゴム園  
華やかなりし頃の大劇場  
日本映画新社「アマゾンに生きる」より

地、アマバ直轄州植民地、

ガボラ直轄州植民地等の開拓移民およびトメアス産業組合（日本人の胡椒栽培地）への雇傭移民として入つたものである。

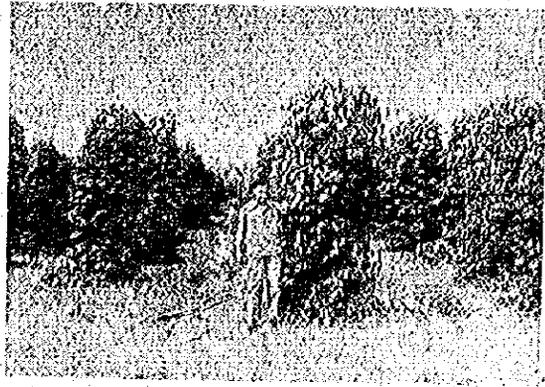
連邦政府または州政府直轄の植民地に入るいわゆる開拓移民は、それぞれ二十町歩ないし五十町歩の土地を譲渡され（有償であるが長期年賦償還）各自自分の思うように開拓することができるので、開拓精神旺盛な者には非常に面白いが、処女地の開墾であるからなかなか苦勞も多く、意志の薄弱な者は落伍する者もある。一方胡椒園  
どんな所に移住できるか

以上の三大変化を合わせ考えると、今後アマゾンの開発は急ピッチに促進され、その将来は期して待つべきものがあるといえる。この世界の宝庫の開拓に貢献することは、日本人移民の本懐といふべきである。

昭和二十七年末に、戦後第一回の移民として十八家族五四人をアマゾンに送り出してから現在まで、同地方に入つた日本移民は約四千人に達している。この数は戦前十数年間にわたつてアマゾンに送り込んだ移民の数を遙かに上廻るものでまさにアマゾン開拓史上画期的な数字である。これらの移民は主としてモンテアレグレ、マナカブル、阿連邦植民



アマゾンにおけるジュート



アカラ植民地のビメンタ園

の雇傭移民は賃金労働者であるから、経営上の苦心はないが、反面三年間の契約にしばられるから、気の短い者は辛稼できなくて飛び出すような者もある。しかし三年間辛稼して勤めあげ、十分経験を積んでから独立した方が安全だともいえる。どちらも一長一短であるから、自分の性格等も考慮して決めるのが良い。

本年度はブラジル政府の植民地の整備がおくれた関係上、多数の開拓移民を入れることが出来なかつたが、来年度は連邦植民地各州直管植民地に相当数の開拓移民を送り出すことができよう。

現在アマゾン地帯で、ブラジル政府が力を入れている連邦植民地は、アマゾン河口のグアマ河米作地である。これはベレン市から三十八キロの地点に約十キロにわたるグアマ河の流域に、模範的な米作植民地を創設しようとするもので、ブラジル政府当局も優秀な日本の米作技術に大いに期待しているのである。来年度には少くとも二百家族以上の米作移民を送り出すことになるであらう。

モンテアレグレ、マナカプルー、アマバ等の植民地では永年作物としてゴム、胡椒等を植え付け一年生作物として米、マンジョカ、とうもろこし等を植える一方マニラ麻、ラミー、カ、オ等の試作をしている。マニラ麻、ラミー等の栽培が確立されれば、胡椒、ジュートに次いでアマゾンに新たな産業を加えることになるので期待さ

れている。

中部ブラジル 中部ブラジルとはリオグランデ・ド・ノルテ、パライーバ、ベルナンブーコ、パイア、ミーン  
ス・ジエラエス、マツトグロツソ、コヤス州その他の中部地帯で、松原安太郎氏が四千家族の日本移民誘入の許  
可をえている所である。昭和二十八年以来ドラーダス連邦植民地（マツトグロツソ州）に七四家族、ウナ連邦植民  
地（パイア州）イツベラ連邦植民地（パイア州）にそれぞれ二五家族と一〇家族、ジャイーバ連邦植民地（ミーン  
ス、ジエラエス州）に五家族その他計一二八家族七一三名が入植したが、ウナ植民地に入植した一部不良分子が脱  
耕騒ぎを起したため、この地帯への入植が一時中断されていた。しかし幸い本年に至つてこの事件の後始末もで  
きたので、この地帯への移民も再開されることになり、ウナ植民地に十五家族、イツベラに十家族の入植が許可  
になり、さらにリオグランデ・ド・ノルテ州のピウン連邦植民地に、野菜移民一〇家族の入植が許可になつた。  
ウナ、イツベラに入植している日本移民はその後營農状況も順調で、永年作物としてコムを植え、一年生作物と  
しては米、マンジヨカ等を植え、また炭焼等をして後統移住者を待ち望んでいる。

ピウン植民地はリオ・グランデ・ド・ノルテ州の首府ナタルからわずか二〇キロの地点にあり、交通も便利  
で、立地条件に恵まれており將來の發展が期待されている。

その他来年度には、マツトグロツソ州その他の植民地に多数の入植許可が予想されている。

南部ブラジル 南部ブラジルとはサンパウロ州を中心とするパラナ、サンタカタリナ、リオ・グランデ・ド・  
スル等の諸州をさし、ブラジルでも最も発達した富裕な地方で、日本人も最も多くこの地帯に集中しており、と  
どんな所に移住できるか



コーヒー乾燥場



コーヒーの奥

くにサンパウロ州は日本人の中心地ともいべき所である。戦前の日本人移民は大部分サンパウロ州に入つたもので、それが段々パラナ州等に流れ行つたものである。

戦後はこの地帯には大量の計画移民は許可になつていないが、養蚕移民（三年間に一五〇家族）コチア産業組合雇傭の単独青年（三年間に一、五〇〇人）等が許可されている。

養蚕移民とは日本人の養蚕農家に一定期間雇傭される移民で、養蚕経験者でなければならぬ。またコチア産業組合の単独青年とは、南米第一の産業組合と称えられるサンパウロのコチア産業組合の組合員に一定期間（四年間）雇傭されるもので、応募資格は満十八才以上二五才以下の独身青年で、農家の二、三男で現在農業に従事している者となつてゐる。いずれも契約期間終了後は独立することができる。

またサンパウロ州、パラナ州には最近呼称雇傭移民が多数入つてゐる。がんらい戦前サンパウロ州に入つた日本移民は、大部分コーヒー園への雇傭移民（コロノ移民）として入つたものであつたが、これらのコロノ移民が成功して現在は大コーヒー園主となつてゐる者が多数いる。これ等の成功

者が最近沢山の雇傭移民を呼寄せているのである。また外人耕主の中にも戦前日本人を使つて、その優秀性を知つている連中は日本人を使いたがつてゐる者が多い。

これらのコロノ移民は三年ないし五年コロノとしてコーヒー園に付き、コーヒーの手入をして賃金をもらひ、またコーヒー樹の間に間作をして自分の収入とすることが出来る。そして契約期間を終つて独立する頃には立派にブラジル農業を身につけてゐるので、最も安全度の強い移民の形式といえる。現在ブラジルで成功してゐる日本人の大部分が、コロノ生活から出発した人達であると聞けば、思い半ばに過ぎるものがある。

このほか、サンパウロ市郊外の野菜園、果樹園、養鶏等の雇傭移民として移民することも出来る。

また農業ばかりでなく、工業方面でも呼寄人があれば移住することが出来る。すでに紡績、陶磁器、電気関係等の技術者が移住してゐる。サンパウロ方面は工業的にも最も発達してゐるから技術者の需要も多い訳である。

また手続は多少煩瑣だが、機械設備と技術者をともなつた、いわゆる企業移民の進出も可能だ。先頃出発した絹繰糸工場の移住等その一例である。

アルゼンティン ブラジルと相對する南米の大国アルゼンティンも、昔から親日国として知られてゐる。日露海戦に功績を立てた戦艦「日進」と「春日」がアルゼンティンから譲られたものであることは余りにも有名である。現在の国には約一万五千人近くの日本人がいて、皆豊かな生活をしてゐる。しかし残念なことには、この国は計画移民として大量な日本移民は受け入れてゐない。呼寄移民として日本人の農家に雇傭されるものだけが入国出来る。

どんな所に移住できるか

首府ブエノスアイレスには日本人有志がアルゼンティン拓殖協同組合を作つて、呼寄移民のあつせんをしてゐる。現在はミシオーネス地方在住の邦人農家の呼寄が多い。ミシオーネスはアルゼンティンの北部、パラグアイと河を隔てたきわめて肥沃な地方で、二十年程前から入植した邦人が油桐、マテ茶等を植えて皆成功している。また最近紅茶が良く出来るようになり、しかも非常な高値を呼んでいるので、茶葉の出現を見ている。原始林もまだまだ沢山あるので今後の日本人發展地としてきわめて有望な所である。

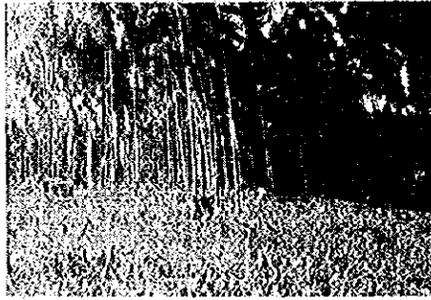
ブエノスアイレス市内にも沢山の日本人がいて、洗濯屋を営んだり喫茶店を営んだりしており、また郊外には野菜作りや、花作りで成功している日本人が多い。しかしブエノスアイレスのような大都市の周辺百キロ以内には特殊な技術者でなければ入国できないことになつてゐる。

**パラグアイ**　パラグアイはブラジル、アルゼンティン、ウルグアイ、ボリヴイア等に囲まれた海のない国である。面積は日本より少し大きい位であるが、人口はわずかに百五十万、文化程度はまだ低い国であるが、肥沃な土地が沢山残されているので、これから發展する国である。

パラグアイには戦前、首府アスンシオンの近くのラ・コルメーナ植民地に百二十家族の日本人が入植し、現在では安定した樂土を築きあげてゐる。

戦後は、アルゼンティンとアルト・パジナ河を隔てたエンカルサシオン市の近郊チャベス植民地に、百二十家族の入植の許可をえて、昨年十二月から本年七月にかけて百二十家族全部の送出を終つた。この植民地は、沿岸のプルゼンティンのミシオーネスと、同じ土質のきわめて肥沃な土地で、しかもミシオーネスのように鱈がいな

いといわれ、マテ茶、油桐その他何でも良くできる植民地である。惜しいことに、この固有のチャベス植民地は既に満植になつたので、その後許可になつた百家族はチャベス植民地の近接地区に入植させるように、目下土地の交渉をしている。この地方は土地が豊じょうなばかりでなく、人口五万のエンカルナシオン市に近く、しかも対岸はアルゼンティンというように立地条件に恵まれているので、今後の日本人の発展地として最も有望な所の一つである。



成長したユーカリの植林

この他、パラグアイにはブラジルのマツトグロツソ州と境を接するボンダ・ポランにアメリカ人の経営する大コーヒー園があり、日本人のコロノ移民五十家族を入植させようとする計画があつて、近く実現を見る予定である。この地方は有数なコーヒー適地で、契約期間を完了した者には、その農場の土地を年賦で譲渡してくれる等の好条件があるので、日本人の発展地として極めて有望な所である。

ボリヴィア ボリヴィアは元來鉄産国で錫その他の鉄産物を外国に輸出して、食料その他の生活必需品をその輸出代金で輸入するという国柄であるが、最近の錫の値下りで、インフレが激しくなつて来たので、政府はこの危機を打開するために未開発地域の農業開発に力を入れているのである。それで優秀な農業技術を有する日本人移民を大いに歓迎している。

日本移民を誘入しようという計画は種々あるが、第一に実現を見たのは昨年サンタクルス市に出来たサンタク  
どんな所に移住できるか



原治林伐木後の山嶺

ルス協同農業組合による移民計画で、同市から百二十七キロの地点に植民地を開設し、先発隊として十五家族が入植している。サンタクルス地方は未開の宝庫といわれる肥沃地で、将来の大発展が約束されている所である。

近く日本政府とボリツイア政府の間に移民協定が結ばれることになつていたので、来年度からは相当大量の移民が入植することにならう。

ボリツイアもパラグアイと同様海のない国で、面積は日本の約三倍、人口は三百万という将来性に富む国であるから、日本移民の絶好の発展地といえる。

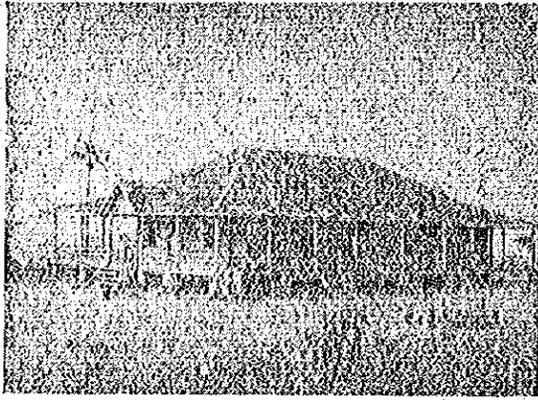
コロンビア コロンビアは、南米の最北端にある共和国で、赤道直下であるが高山と気流の関係で暑熱を感じず常春の国といわれている。面積は日本の三倍、人口は千二百二十六万で、ブラジル、アルゼンティンに次ぐ富む国である。

日本人は割に少なく、戦前から住んでいる日本人は現在五十三家族、約四百五十人で大部分がバルミフ附近に居り、大規模の機械化農業を行つて大成功をおさめている。

コロンビアの日本人に対する感情はきわめてよく、政府当局も日本移民を歓迎しているが、まだ大量移民の途

は開かれていない。しかし目下在留邦人の間で日本移民受入の計画を進めており、日本公使館もコロンビア政府と折衝しているので、近く相当数の移民の送出が期待されている。

**ドミニカ共和国** ドミニカ共和国とはメキシコ湾の東方、カリビアン海にあるサント・ドミンゴ島の東部三分の二を占め、西はハイチ共和国と境を接する国である。面積は日本の九州と四国を合せたよりやや小さく、人口



日本人入植地の小学校

は二百万である。貿易も、国家財政も黒字という今時珍しい景気のよい国で、対米為替も一対一で安定している。同国の実質上の権力者は現大統領の兄であるトルヒーリオ元帥で、一九三〇年から二十年以上に亘つて大統領を勤め、ドミニカの発展に多大の貢献をした人で、国民の信望を集めている。同元帥は大の親日家といわれ、世界的に定評のある優秀な日本移民で同国の開発を進めようと考へ、日本公使館に日本移民の誘入を申し入れて来た。それで種々折衝の末、本年九月日本から現地調査団を送り、入植予定地を調査させた。調査団は約一カ月にわたる調査の結果、三カ所に入植予定地を定め、入植条件その他についてドミニカ政府と取りきめをして来た。

その調査報告によると、土地も申し分なく、その上ドミニカ政

どんな所に移住できるか

府の受入態勢が完べきで、日本移民の発展地として絶好の条件を備えているとのことである。政府は日本移民一家族に対し、十八町歩を伐木整地して、すぐ耕作しうる状態にして無償で譲渡し、ブロック作りの一戸建の住宅を与え、学校から医療設備まで、至れり尽せりの待遇を与えることを約束している。こんな好条件は他の国にはないことで、これによつてもドミニカ政府が、いかに日本移民に期待しているかがわかる。同国の主要農産物はコーヒ、カ、オ、砂糖キジ等であるが、日本移民に対しては今まで同国にない新しい農産物を栽培することを希望しているそうである。本年度中にも取りあえず少くとも百家族の移民を送出したいと目下準備中である。同国には現在公使館員以外は、一人の日本人も在住していない。日本人にとつては全くの処女地である。

米國 米國には明治四十年の日米紳士協約以来、日本人が移民として入国することはきわめて困難であつたが、戦後移民法が改正され毎年百八十五名の日本移民の入国が許され、さらに難民救済法によつて戦争天災の犠牲者に対し移住の途が開かれた。すでに百五十九人が難民移民として渡米したが、来年末までには相当大量の種の移民の送附が期待されている。(後章「呼寄せ移民と米國移民」に詳記してある)

## どのような人が移住できるか

移住者の適格条件 海外に移住しようとする者は、まず移住者としての資格条件が具備しているかどうかといふことが先決である。第一にいかなる苦闘にも耐えうるという体力と、精神力とがあるかどうかといふことであ

る。移民するということは今迄住みなれた郷土を離れて、新天地を開拓するのであるから、筆舌に尽せない苦勞がともなるものであり、この苦勞を克服して始めて成功するのであるから、この点を特に強調するわけであり、その他いろいろの条件が整っていないなければならない。

現在農業移民が大部分でありその資格条件は左のとおりである。

(一) 現在農業に従事していること。

(二) 家族構成は三名以上の勞働力のあること。具体的にいえば、満五十才未満の世帯主夫婦を主軸として、その夫婦と合せて満五十才以上五十才未満の働き手が三人以上あること。この場合、両親が五十才未満で、子供が十五才以上の者が一名以上いれば、自然家族として一番理想的である。

(三) 家族は三親等以内の者で構成すること。(二)の場合と異つて例えば、五十才未満の夫婦と、その夫または妻のいずれかの弟妹で十五才以上の者がふくまれること。ただし同一家族に親子関係以外の二夫婦をふくむことはできない。

(四) 家族全員が身体強健で、肉体的欠陥がなく、かつ次の病気のないこと。伝染病、結核性疾患、トフボム、象皮病、がん、感染期にある性病、精神病、アルコール中毒、既薬嗜好症、不具瘻疾、勞働に支障ありと認められる身体機能障害、盲、ろう聰、ライ病。

(五) 妊娠五カ月以上を経過した妊婦、および出産して間もない産婦はなるべく出発を遅ぼすこと。

(六) 思想堅決で、極右または極左の思想信奉者でなく、開拓意欲旺盛で意思堅固であること。

どういふ人が移住できるか

(七) 犯罪その他反社会的行為をしたことのないこと。

(八) 開拓移民として渡航する者は、現地を携行する營農資金一家族当り十八コントス（約十二万円）以上携行できる者。ただし雇傭移民として渡航する者は、二、三万円程度あればよい。

強い體と營農資金 大体適格条件といえは以上のとおりであるが、何故このような資格条件が懸わなければならぬかといえは、いずれも移民受入国で規定したもので、開拓移民の場合だと入植地は例外なく、千舌斧えつを知らぬ原始林地帯であり、その割当てられる土地は、三十町歩ないし五十町歩という大きなものであるから、体力の勝れた働き手が三人以上は絶対必要である。

このように大きな土地を、どんなふうにして開拓するかといえは、まず山伐りと称して、立木を斧や鋸で伐採し、約一カ月位乾燥させてから、山麓といつて、乾燥した樹木に火をつけて全部燃やしてしまうのである。その後、種子を蒔いたり、苗を植えたりして農耕に従事するのである。身体強健で、肉体的缺陷がなく、移民受入国の入国規定で定められた病氣のないことが資格条件になつてゐるのは、いまままでに述べたとおりである。荒仕事をするのであるから、当然身体の弱い者がいては、せつかくの大きな土地を割当てられても開拓することが鈍り、他の人に立遅れて落伍する原因となるからである。入国に際しては検疫と称して身体検査をされるので、もしもこの病氣が発露した場合は、入国を拒否され、日本に送還されることもある。

次に犯罪その他反社会的行為のないことであるが、これはいかなる国でも犯罪行為のあつた者には、入国を拒否するのは当然である。外国に渡航する場合、無犯罪証明がないと旅券の査証をうけることができないのもその

ためである。

管農資金（生活資金）は、開拓移民の場合には絶対に携行しなければならぬ。何故ならば、広面積の原始林を開拓して、その収穫をうるには少くとも六カ月以上はかゝると見なければならぬ。その間の家族の生活を維持するために、この資金が必要となるのである。管農資金の貸付をうけられる場合もあるが、まず期待出来ないことを覚悟しておかなければならない。開拓移民の場合には、この金の携行を受入国で規定してあるから、資格条件となつてゐるのである。

雇傭移民の場合、特に携行資金は必要としないのは、すでに開墾されている耕地に、雇傭関係を結んで労働力を提供し、賃金制、請負制、あるいは歩合制で働くので、入植した日から一応生活が安定されるからである。

以上述べたところは、開拓移民の資格条件であるが、雇傭移民として渡航する場合も、開拓移民とほとんど同じ条件であるが、管農資金を携行しなくてもよいという点のみが異つてゐるのである。

開拓移民にしても、雇傭移民にしても、その管農規模は日本の場合に比較して問題にならないほど大面積であるから、労働力の多い程成果があがるのは当然であり、三名以上の隊働者を要求されるゆゑんである。

## どんな手続きと準備が必要か

移任の申込み 移民したい人はまず応募資格があるかどうかということを確認してから、手続きをすることが必

どんな手続きと準備が必要か

要である。現在移民の募集、選考、送付等の業務は、財団法人日本海外協会連合会が、政府からそれらの業務の一切を委託されて行っている。その窓口業務は、連合会傘下の各地方海外協会、または海外協会の設立されておらぬところは、各府県庁（渉外課または開拓課）が直接それに当たっている。

いよいよ決心がつき、移民に応募する場合、左の手続および書類が必要である。

- (1) 選考調書 一部（附表参照）
- (2) 戸籍謄本 一部
- (3) 健康診断書、全員各一通
- (4) 農業従事証明書（附録参照）
- (5) 写真 全員

以上が移住申込に必要な書類で、提出先は居住地の海外協会か、海外協会のない県では各府県庁にある移民事務担当課である。

しかし右の書類は移住申込であつて、この書類によつて選考されてから、さらに移住者として合格するかどうか最終的に決定されるのである。

**移民の選考** 移民決定の最終選考は、日本海外協会連合会が、農業移民の場合は農林省、雇傭移民の場合は労働省、技術移民の場合は通産省の各係官と外務省が立会うのである。

選考方法には、面接選考と書類選考とがあり、日本海外協会連合会および外務省、農林省等の係官が直接各府

県に赴き、移住応募者に面接して選考する場合と、各府県海外協会が面接により第一次選考を行い、推せん順位を決定した書類を海外協会連合会に送付し、その上関係者によつて合格を決定するという方法とがある。選考の基準は、資格条件が整っているか否かにあることはいうまでもない。合格者に対しては、日本海外協会連合会から各府県の海外協会を通じて、通知をおこなうのである。

この合格通知によつていよいよ渡航手続をはじめるのであるが、渡航手続書類である旅券発給申請、身許申告書等の用紙は、各府県庁外務課または渉外課からもらい、間違いのないように書かねばならない。この渡航手続をしないかぎり、選考に合格しても海外に渡航することができない。

渡航費 渡航費は政府から貸してもらるのであつて、その費用も行先によつて異つてゐる。

現在のところ次のとおりになつてゐる。

日本—ベレン(ブラジル)間 一〇〇、〇〇〇円

日本—サントス、リオ・デ・ジャネイロ(ブラジル)間 一〇二、〇〇〇円

日本—フェノス・アイレス(アルゼンティン)間 一〇五、〇〇〇円

この料金は大人(十二才以上)の移民船賃であつて、子供の船賃は次のとおり、それぞれ減額になつてゐる。

満三才以上十二才未満 半額

一才以上三才未満 四分の一

一才未満 無賃

どんな手続と準備が必要か

たとえば一家族の渡航費ほどのくらいになるかというのをサントスマまでとして計算して見ると、

(イ) 世帯主(四十五才)	一〇二、〇〇〇円
妻 (四十才)	一〇二、〇〇〇円
長 男(十九才)	一〇二、〇〇〇円
二 男(十六才)	一〇二、〇〇〇円
長 女(十三才)	一〇二、〇〇〇円
二 女(十才)	五二、〇〇〇円
計	五六一、〇〇〇円
(ロ) 世帯主(四十二才)	一〇二、〇〇〇円
妻 (三十六才)	一〇二、〇〇〇円
長 男(十六才)	一〇二、〇〇〇円
長 女(十一才)	五二、〇〇〇円
二 男(八才)	五二、〇〇〇円
二 女(三才)	二五、五〇〇円
三 男(〇、八カ月)	無 賃
計	四三三、五〇〇円

以上は年令別の選賃を出した例であるが、このように一家族全体の渡航費となると、五、六十万円から多い家族によつては百万円近い額になる。これらはいずれも貸付金であるが、その条件としては、

(1) 開拓移民の場合は四年間据置、八カ年間に年賦償還(合計十二年間)であつて、利子は年五分五厘である。

(2) 雇傭移民の場合は一年間据置、五カ年間に(合計六年間)に年賦償還であつて、利子は同じく年五分五厘である。

(3) 開拓移民も雇傭移民の場合も、据置期間中の利子は支払はなければならない。

開拓移民としては、少くとも三年以上の年月を経なければ、完全自立は困難である。貸付条件が長期返済になつてゐるが、雇傭移民は入植したその日から日給として賃金の収入が計算され、生活も安定するから貸付条件が短期返済になつてゐる。

渡航費貸付金元利償還を大人四人として、開拓移民の場合借受けた金額は合計四十八万円であり、これを計算すると次のとおりになる。

註(1) 第一年度は九月から借受けたとして計算されているため、第一年度の利子が次年度に比べて少なくなつてゐる。

(2) 未償還元金は返済すべき元金であつて、この元金に利子がつくことになる。

(3) 一番下段の未償還元金は各年度の頭初の残額となる。

(4) 雇傭移民の場合は据置期間一カ年、あとの五カ年間に年賦償還であるから次の表とは別である。

どんな手続と準備が必要か

年 度	年 賦 償 還 金			未償還元金 (各年度の始)
	元 金	利 子	計	
第一年度	( )	一三、〇三四四	一三、〇三四四	四〇八、〇〇〇
第二年度	( )	二二、四四〇	二二、四四〇	四〇八、〇〇〇
第三年度	( )	二二、四四〇	二二、四四〇	四〇八、〇〇〇
第四年度	( )	二二、四四〇	二二、四四〇	四〇八、〇〇〇
第五年度	四一、九六九	二二、四四〇	六四、四〇九	四〇八、〇〇〇
第六年度	四四、二七七	二〇、一三三	六四、四〇九	四〇八、〇〇〇
第七年度	四六、七二二	一七、六九七	六四、四〇九	三六六、〇三一
第八年度	四九、二八一	一五、一二八	六四、四〇九	三二一、七五四
第九年度	五一、九九二	一二、四一七	六四、四〇九	二七五、〇四二
第十年度	五四、八五一	九、五五八	六四、四〇九	二二五、七六一
第十一年度	五七、八六八	六、五四一	六四、四〇九	一七三、七六九
第十二年度	六一、〇五〇	三、三五九	六四、四〇九	一一八、九一八

以上が渡航費の貸付並びに年賦償還方法であるが、貸付金については法制化の準備中で、近く渡航費貸付金法案が国会に提出され、もつと合理的な条件に改正されることである。

營農資金と携行金 營農資金については前の適格条件の項で説明したので重複する感もあるが、さらに説明を加えておきたい。

開拓移民の場合農耕に従事して農産物を収穫し、それを換金するためには少くとも半年以上の日数を要する。こ

の間の家族全体の生活費に充てることはもちろんで、半年経つてやつと食べられる程度で、生活に予猶などは生じない。何故なれば、仮りに五十町歩の土地を与えられたとしても初年度に五町歩を開拓するのは相当労力の多い家族でなければ、労働能力に限度があつて不可能であろう。入植当初は現地の管農方法の不馴れによる非能率、気候の相違、農耕手順の手違え等で、いくら土地が肥沃であるにしても、日本の五町歩に比し遙かに低収穫と思わねばならぬ。

また農産物も熱帯農業である関係上ゴム、カカオ、コーヒー、またはビメンタ（胡椒）、椰子、カスクニヤ（粟のようなもの）等永年作物を植付けるので、その収穫は四、五年、あるいは七、八年後になるので、五町歩全部から短期作物の収穫をうることはできない。しかし二年目頃から開拓面積も拡張され、短期作物もそれだけ収穫が増え、初年度よりは幾分生活にゆとりができてくるのである。

このような関係から、独立採算がとれるようになるまでの食糧資金が少くとも十八コントス以上（十二、二万円）の準備が絶対必要となるのである。現在管農資金として携行を許可されている資金枠は、一家族三十六万円（二、〇〇〇ドル）までである。次に管農資金とは別に船中雑費、あるいは船後雑費として外国船に乗船した場合、大人七〇ドル、子供三五ドルで、日本船の場合は大人は五〇ドル、子供は二五ドルの外貨携行を許される。

この外貨の割当は政府よりの貸付金でなく、各自の所持金を外貨（ドルまたはポンド）に交換することを知つておかねばならない。

どんな手続と準備が必要か



アマゾンの農民とその家族

日本映画新社「アマゾンに生きる」より

服装 海外に移住するのであるから、老若男女を問わず洋服を着用せねばならぬことは論をまたない。しかし、それも見苦しくないかぎり、特に新調する必要もなく、手持のものが結構である。新調するならば木綿地の厚い丈夫な生地で作って、色は汚れが目立たないカーキ色などが最適である。移住後は原始林の開拓、あるいはコーヒー園の農耕に従事するので、高価な服を着て都市に出る機会もすくないから、衣服を新調する必要がない。

作業衣はできるだけ多く持つて行つた方がよい。シャツは薄い開襟でなく、長袖の厚生地にし、ズボンも同質の長ズボンがよい。少くとも上衣シャツ三枚、ズボン五着位は携行すべきである。

地下足袋は開拓に至極便利であるから一人三足以上、またスツク製運動靴も外出用として、二三足は携行する必要がある。帽子は登山帽程度で充分であるが、作業の時には現地で椰子の葉で作つた帽子がある。外出用の服装としては白ワイシャツ二、三枚、ネクタイ一本、靴下三足もあれば充分であり、外出用靴もいままであつたもので結構

間に合う。

しかし手持のある人は洋服、ズボン、セーター、外套、レインコート等将来更生衣料として用いられるから持つて行くべきであり、また南部ブラジル、パラグアイ、アルゼンティン等は耐寒衣料も必要である。

婦人も、外出用衣服の新調の必要はなく、従来の日本着をワンピースに仕立直す工風をした方がよい。ブラジル南部(サンパウロ地方)パラグアイ、アルゼンティン等に移住する人は、ウールのワンピースや冬期のために外套を携行する必要もある。靴とか靴下等は従来のもので間に合せたら結構である。

作業衣は男子用と同様なもので、スカートをはいては仕事でできない上、虫などに脚をくわれたりするか、長ズボンをはくべきである。またもんぺ等は理想的である。はき物も地下足袋、ズック靴等男子と同様なものが便利である。

和服の上等なもの(錦紗、友禅、御召)等は持つて行つてもほとんど着ることはないから、特に新調するのは愚の骨頂である。木綿地の衣類とか、銘仙位なら更生衣料となるから、従来あるものはそのまま持つて行くと便利である。

その他の携行品、その他の携行品としては、大体次のとおりである。

(1) 生活用品

(イ) 台所用品および食事用品。鍋、釜、庖丁、マナ板、茶碗、湯呑、フライパン、バケツ、皿、菓罐等現在使用中のもの一切、ハンゴ、弁当箱等も便利である。食器類を新調するなら、アルマイト製かホーロー製  
どんな手続と準備が必要か

器、ナイフ、フォーク等の洋食器類。ドラム缶も水桶代用とか風呂用に便利である。

(ロ) 洗面用具、一式(ハブラシ、歯磨、石鹸、手拭、櫛)

(ハ) 裁縫用具、ハサミ、糸、針、ゴム紐、ミシン(足踏み)があれば持つて行つた方がよい。

(ニ) 日常用品、洗濯クライ(トタン製か、厚手のアルミ製)、手提式安全石油ランプ(二個位、木炭用アイロン

(神戸で入手出来る)、時計(丈夫な柱時計か、置時計、洋傘(従来使用中のものでよい)、理髪道具(バリカンその他)

(ホ) 寝具類、現在使用中のもの全部、蚊帳も是非必要、北部ブラジルでは独特なハンモックを寝台代りに使用する(現地調達)

(ヘ) 家庭救急薬、胃腸薬、クレオソート、風邪薬、目薬、傷薬、ベニシリン軟膏、赤チンキまたはヨードチンキ、バンソローコー、包帯、脱脂綿、救命丸、体温計、ピンセット、毛抜、虫眼鏡、ホドチン、注射のできる人は注射器および注射針、ナフタリン。

(ト) 交通運搬具類。自転車、リヤカー、同付属品およびこれらの修理材料等は、現在使用中のものがあれば携行すること。

(2) 教育用具および娯楽品。学童の使用中的の教科書は現地の学校に入学するまでは役に立つから携行すること。ブラジル語、スペイン語の辞書および参考書類、カルタ、トランプ、使用中の楽器。

(3) 大工道具類。金槌、釘抜き、鋏、ノミ(三種類位)、鋸、自立ヤスリ、曲尺、ドライバー、ペンチ、錐、鋸、採集用の山代鋸、釘(各種)。

(4) 農器具類。日本の農器具が全部現地で使えるとはかぎらないが、大きなもの以外は使用中のものを持つて行った方がよい。シャベル、ホーク、草刈、稲刈鎌、麻袋(多数)、シート等も役に立つ。

(5) 種苗類。陸稻(早晩生共)、小麦(アマゾン行は不要)、西瓜、マクワ瓜、南瓜、ヘチマ、トマト等その他野菜各種、草花種子。

(6) 食料品。椎茸、カンピョウ、昆布、ツカマ、カズの子、芋ガラ、干大根等の乾燥野菜は少量宛なら差支えない。

(7) 調味料。醤油とか味噌は最近罐詰が出来たから自家用で当面のものくらいは携行出来るが、現地でもできるものにたつたから心配する程のことはない。しかし食生活を代えて、現地に適應した調理に切り替えるべきである。

(8) 梱包用具としては木箱、籠、トランク、行李、布団包、ゴザ、麻袋等があり、農具とか大工道具のように重量のあるものは厚い木箱に収納するようにして、運送途中で壊れたりして、内容品が紛失しないように心掛けなければならぬ。

(9) 瀬戸物類を入れるにしても(8)の項と同様の考慮を払う必要がある。

布団類は布団包とか、ゴザを使用するのはいう迄もない。木箱等は入植後箆箆代りに、或いは押入れに利用できる。ゴザ等も移住後の器の代用となる。これらの梱包の上には必ず麻縄でくくる必要がある。麻縄も乾燥用の綱などに利用出来る。荷造りする場合、神戸出発のとき、または現地に入港したときに荷物は税関で検査どんな手続と準備が必要か

を受けるから、余り頑丈に木箱等は釘付けにしないで間隔を置いて釘を打つようにしておけば、検査を受けるのに早く処理できる。この上に麻縄をかければ安心である。

次に注意を要するのは、眞新らしい地下足袋等を一カ所に纏めて多数入れると、家族全員の物としても間違はれて商品と見做され、その説明に苦勞をするから、成べく分散して梱包するよう心掛けるべきである。藁縄、藁ムシロ等の藁製品は国によつて植物検査があるし面倒であるから使用しない方がよい。

## 有望な中小企業 of 移民

企業進出の好機 中南米諸国は、そのほとんどが農産物や鉱産物を生産して輸出する国々である。その主なものをあげてみると、ヴェネズエラの石油、ボリヴィアの錫、チリの銅、アルゼンティンの小麦と皮革、ウルグアイの羊毛、ブラジルのコーヒーおよび綿花等と、世界でも指おりの農産物や鉱産物を輸出する国々が多い。そしてこれらすべての国は、彼等が生活するに必要な雑貨類は、すなわち綿織物から薬品や万年筆等に至るまで、その大部分をイギリスやドイツ、フランス等の西歐諸国とアメリカから輸入してきたのである。つまり原材料を生産して欧米諸国へ輸出し、そのかわりとして工業製品を輸入してきた国々である。

したがつて第一次世界戦争が起つたとき、彼等は日常雑貨品が不足して生活が非常に困難になつた。そこで、経済的に東力をもつているブラジルやアルゼンティン等の国が、まず最初に紡績工場や鉄工場等を建設して工業

生産物を作り始め、できるだけ自国内で日常生活に必要な雜貨類を生産する努力をした。このことは、特に今度の大战においてはなほだしくなり、ブラジルやアルゼンチンばかりでなく、その他多くの国々でも非常な熱意をもつて工業化を開始した。さらに戦後多くの小国が独立して國際連合ができたことによつて、これら中南米諸国においてもナショナルリズム思想が大いに高まり、工業化の傾向は火に油をそそいだ形となつてゐる。我国でいえば、明治の初期から末期の状態に似てゐるわけである。

特に工業化の進展が目覚しいブラジルでは、たとえば紡績業をみると三三〇万錠で三百の工場があり、今次大战中は縮織物をフリカへ輸出するまでに達したといわれる。また鉄工業では、一九四五年アメリカの輸出額銀行から四千五百万ドルの資金援助をうけて、國營のボルグランド製鉄所を建設し、昨年は約七十万トンの鋼材を製造する等、最新式の近代工場が繩々と建設されている。しかしながら、その工業化の歴史はまだ浅いから、一部に世界一流の機械設備をもつ工場がある反面、他方には全く原始的な生産も行われており、近代産業組織として均衡のとれた形になつてゐない。また技術がまだ未熟であるため、最新式の近代工場も十分に能力を發揮できないなやみがある。したがつてこれらの空間をうめるような形で、イタリヤやドイツからの企業進出はきわめて盛んであり、中南米諸国は、世界で最も開發氣運の旺盛な地域となつてゐる。

技術移民の多い歐洲移民 開發にはまた勞働力を必要とする。したがつてこれら諸國、特にブラジル、アルゼンチン、ヴェネズエラ等に対する西歐諸国からの移民は相當數に達してゐる。そしてその移民種別の内でも、工業技術者の占める割合が非常に増大しており、たんなる平勞働の農業者はきわめて少ない。中南米諸国の工業

有造な中小企業の移民

化の気運に即応して、移民も工業技術者や、農業者にしてもトラックターヤンルトーザイを扱う技術者に委つてきている。要するに移住の望願そのものが、資本と技術をもつ高度のものとなりつつあるから、勤と敏と忍耐だけで太刀打ちすることは、漸次困難になる傾向がある。

たとえば、中南米諸国と最も密接な関係のあるスペインの移民の内訳をみると、大要次のように工業関係が大きな割合を占めており、その他各種の職業にわたつてゐる。

職 種	一九五二年	一九五三年
農 業	二〇、四七九人	八、一七〇人
工 業	二二、〇八六	九、四〇七
商 業	三、六六一	三、六九六
自 由 業	四八四	五一八
その他職業	七三三	四四六
自由労働	一、〇二七	九八三
無職(妻子)	二八、一七八	二二、三五二
計	五六、四八八	四四、五七二

殷前裸の農業労働者として中南米諸国へ移住した日本移民が、相当の成功を収めていることは事実である。しかし彼等は、その大部分が素朴な農業者であるから、蓄積した資本を有効に活用する方法を知らない。したがつ

て彼等は、その蓄積資本を最も安全な土地に投資することが多く、いたずらに地価を釣り上げておくとさえいわれている。工業に投資すれば恐らくこれの十数倍に回転することができたであろうが、工業に対する智識をもたないから事業の見通しがもてず、投資する勇氣がないのである。これに反してブラジルの繊維工業は、その三分の二をイタリヤ移民がもつており、ドイツ移民はレーヨン、ナイロンの分野にまで活躍している。サンパウロに地盤をもつ世界的大富豪マタラーノは、バナナ売りから身を立て石鹼工場をはじめ、一代にして各種の近代工業を經營するまでになつたイタリヤ人である。また特にドイツは敗戦国であるにもかかわらず、現在独伯混合經濟委員會によりブラジル經濟建設の計画樹立に参加し、これに基いてその優秀な技術と資本を、十年以上の信用売でどしどし輸出しているといわれる。

躍進する日本の企業進出 わが国としては、メキシコに進出した資本金約十億円の豊田自動織機と、サンパウロで既設工場を買収した東洋紡績とがあるくらいであるが、非常に遅ればせながらようやく各種の大企業が進出しようとする気運にある。トヨタ・メキシコは月一萬錠の紡績機械と、三百台の織機を生産する予定であり、既に百數十人の技術者を派遣し、近くまた技術者およびその家族約百人を送出する計画といわれている。

しかしながら、われわれにとつて注目すべき問題は、中小企業の進出である。ブラジルのように工業化の進んだ国でも、まだ工業系列が整備されていないから、各種の分野に発達しているわれわれ中小企業からみれば、進出する余地がきわめて多い。小規模な例をあげると、ピン、ボタン、妻揚子の製造というような事業でも要望されておき、日本から機械と技術者が進出して在留邦人と合弁で事業を行えば有望である。たとえば陶磁器の場合

有望な中小企業の移民

をみると、現地で入手できる粘土、カオリン、珪石等の原材料はその品質が優秀であり、その値段は日本より安く、出来あがり製品は二、三倍の価格で販売できるといふ。このわが国の伝統的技術が今のうちに進出しなければ、陶磁器の輸出が不可能になるばかりでなく、わが国が陶磁器市場から排除されるおそれさえある。

ここに、戦後現地にある在留邦人が、自己資金で日本から機械と技術者を受入れた中小企業をあげると大要次のような種別になつてゐる。

ブラジル ミシン組立および加工、鋳物製造および加工、陶磁器製造、有刺鉄線等製造、ドラム罐製造、合板製造、農器具製造および加工、製菓、セメント瓦製造、紡績。

ペルー 印刷、硝子製造、螺鈿等製造、タオル等製造、精鍊分析、漁網製造。

メキシコ タイル製造、皮革鞣および加工、防水ゴム布加工。

アルゼンティン ミシン組立および加工、車輛組立および加工。

これらの進出企業は、その大部分が小規模なものが多く、日本から購入した機械設備は一千万円ないし二千万円程度のものであり、それにともなつて渡航した技術者は、一工場当り五人程度である。現地側の要望に応じて、日本にある町工場がその設備をつくり輸出するという形でもち出し、その経営者と技術者も一緒に進出した場合が多い。

資金援助の途がひらけた。政府は、このような移民の世界的な動向に応じて、今度日本海外移住振興株式会社を設立した。この会社の主要業務は、日本移民に対して海外で資金的援助を与えることにあるが、その業務の一

頭として日本から中小企業が進出することに対して、積極的な援助を行うことになつてゐる。すなわち現地側の要望に基いて、日本から進出する企業体の選定、現地到着後の資金的援助、必要資材のあつ旋等を行い、中小企業が円滑に進出できるよう努力する使命をもつてゐる。移民といへば、生活にこまつた者が徒手で渡航し、苦難と斗つて利益の少ない努力をするのではなく、技術と資本をもつて各国人の間で堂々と勝負を争うものとならなければならぬ。そうならば、戦後夢をうしなつたわが民族にとつて明るい希望の一つとなるであらう。

## 呼寄せ移民と米国移民

呼寄せ移民とその手續 呼寄せ移民というのは、在外邦人が、親族や友人または自分の事業に必要な人々を、その居住国から許可を個人的にとつて、呼寄せする移民のことをである。中南米各国では、居住者の故国からの呼寄せは一樣にみとめてゐるが、その条件は各国により多少の相違がある。これをブラジルに例をとると、親族の呼寄せの条件は左のようなものである。

イ、六十才以上の両親

ロ、六十才以下でも寡婦になつてゐる母親

ハ、二十才未満の子女

ニ、二十才以上でも、独身かまたは寡婦になつた娘

呼寄せ移民と米国移民

ホ、二十才以上の弟、義弟、独身寡婦の姉妹、義姉妹

ヘ、既婚の妻

ト、ブラジル人を婦人とする夫および同国人たる子女を有する外国人の夫

ゾ、二十才以下の甥、独身または寡婦になつた姪は二十才以下であつてもよい。但しこの場合呼寄せ人は、在留三年以上定住した者に限る

リ、二十才以下の男子の孫または寡婦になつた孫娘、しかしこれは両親のない者に限る

呼寄せ移民の方法は、戸籍謄本、履歴書、写真(名刺判)、呼寄せ依頼状を呼寄せ人に送付すれば、うけとつた呼寄せ人は必要な部分を居住国の国語に翻訳し、願書と資産納税証明書添えて出願する。呼寄せ許可証が交付されると、これを彼呼寄せ人に送付して来る。彼呼寄せ人はそれによつて所定の渡航の手続にかゝるのである。

呼寄せ移民は、がんらい個人間の話合により実行されるもので、渡航費は原則として呼寄せ人が負担すべきものであつて、政府は貸しつけをしていない。従つて、呼寄せ移民の場合は、呼寄せ者が渡航費を負担するか、移住者が自身で用意せねばならない。

在外邦人の経済的地盤が確立し、その事業が拡大するにつれ、母国から親族、友人または技術者を呼寄せせる人が増加しつつあることは悦ばしい現象であつて、ドイツやイタリヤ等の移民の大半は、この呼寄せ移民である。渡航後の就職の心配もなく、指導、援助も期待できるのであるから、日本も今後、この呼寄せ移民に力を入れるべきである。

米國移民とその資格 一般的に、米國には移民ができぬものと思われているが、現在は少數ながら行われている。「割当移民」と「難民救済法による移民」がそれである。たゞこれらの移住は、移住希望者と米國政府（在日米公館）との直接交渉であつて、日本側に選考の権限が無いのであるが、後者に対しては、日本政府としては移住希望者にできるかぎりの援助をしている。

その大様は左の通りである。

## 一、割当移民

一九二四年に制定された二分制限法によつて、これから除外された日本移民は以後米國へは移民ができなくなつたが、昭和二十七年六月に制定されたいわゆる「マツカラン」移民法によつて、戦前の移民法が修正され、年間一八五名の日本人が移民として入國できるようになつた。その条件は左のようなものであつて、実際には一般移民希望者はこの恩恵には浴しえないといわねばならない。

## 二、優先割当

(イ) 高度の教育技術、専門的経験、特殊技能を有する者でその役務が合衆国の經濟、文化、福祉に寄与すると認められる者およびその配偶者、または未婚の二十一才未満の子供（割当の五〇%および（ロ）項および（ハ）項の移民として割当られた査証のうち、残りを生じたときのその残りの部分）

(ロ) 二十一才以上の合衆国市民の親（割当の三〇%と（イ）項および（ハ）項の移民として割当てられた査証のうち残りを生じたときのその残りの部分）

呼寄せ移民と米國移民

(ハ) 永住の目的をもつて正当に入国を許された者の配偶者、または未婚の二十一才未満の子供(割当の二〇%と(イ)項および(ロ)項の移民として割当てられた査証のうち、残りを生じたときのその残りの部分)

### 三、普通割当

優先割当に充当された移民査証が、何れの優先割当にも使用されない部分を生じた場合、その部分が普通割当に充当される。(ただしこのうち、二五%までは、合衆国市民の兄弟、姉妹または未婚の二十一才以上の子供に対し優先権が与えられる)

備考II 現在優先割当が一八五人をはるかに超過しているので、普通割当—即ち一般移民に割当てられる数は無く、従つて実際的には新しい移民はできない状態にある。

難民救済法による移民 さいきん一般から注目されているのがこの米国の難民救済法による移民であつて、これは一九五三年に米国の議會を通過したものである。東洋人に対して五千人を昭和三十一年末迄に入国する者にかぎり許されており、中二千人は台湾の中国人、残り三千人は自由主義国の東洋各国にあてられている。がんらい難民とは第二次世界戦争によつて、共産圏よりのがれてきた避難民や、戦災で生活に困るものを意味したものであるが、この意義を拡大して軍事行動および自然の災害のため、住居を失つた人々と解し、東洋人にもあてられたのである。

難民と認められるには、次の条件に合致していなければならない。

イ、定住(以前から住居していた場所)の場所を現在離れていること。

ロ、共産主義の迫害、自然の災害（地震、洪水等）または軍事行動に基き元の定住地へ帰れないこと。

ハ、現在居住している場所が再定住に適さぬ情態にあること。

ニ、生活を維持するために緊急に援助を必要とせられること。

ホ、米国に在る米国市民の呼寄保証人があること。

ヘ、孤児の場合は十才未満であること。

大体以上の条件であるが、米国における引受人（スポンサー）の問題や、その手續等に対して外務省は積極的に援助しているから、希望者は地方の海外協会に相談するがよい。個人で直接米国公館に交渉しても言葉の關係やその他でなかなか面倒のことが多い。

## 神戸移住あつ旋所

移住あつ旋とはどんな所か 神戸移住あつ旋所は、移住者のためのベットが八百ある。しかしムツクリできているから九百人位まで収容できる。このあつ旋所は前に神戸移住教養所といい、その前は神戸移民収容所といつた。神戸市生田区山本通三丁目にある。いうまでもなく政府機関である。

医療衛生、食堂、浴場などは完備しているが、運動場と娯楽設備はない。移住者の入所期間は戦後昭和二十七年十二月再開以来おおよそ十日前後を常とするから、運動、娯楽といつては時間もないが、しかしその設備が

神戸移住あつ旋所

あれば役立つこともちろんである。特に子どもたちのためにも同様である。

政府から渡航費の貸付けを受けて移住するものは、乗船前すべてここに入所しなければならぬ。身体検査、検眼、種痘および予防注射、渡航費貸付手続、外貨交換、携行荷物の検査、出国査証の手続等があり、特にブラジル行計画移民については旅券査証およびその関係書類の作成、神戸駐在ブラジル総領事の面接等すべてこのあつ旋所において、またはこのあつ旋所を通じて行われるからである。

政府の渡航費貸付でないもの、すなわち個人的な呼寄等で渡航するものもこのあつ旋所を利用することができる。入所中の経費は、主食現物または外食券等持参（一人一食二合の割合）、副食費は一人一食二十円。これは個人的呼寄せたと、計画移民たるとを問わない。子供も大人も（食事を要しない幼児を除く）すべて同列である。

移住者に講習を あつ旋所は入所者全部（子供を除く） に対して必要と認める講習を実施する。ブラジルへ行くものにはポルトガル語、その他の南米諸国へ行くものにはスペイン語をはじめとし、現地事情、船中および入植地の生活、特に衛生、宗教、教育事情、先人の経歴談、現地農業の知識等講師にその人をえられるかぎり、また入所者の時間の許すかぎり毎日これを行うことにしている。昭和三十一年二月からは横浜にもあつ旋所ができる。東日本からの移住者の便宜のためである。横浜移住あつ旋所の入所者はいうまでもなく横浜から乗船する。船前は横浜にはなかつたが長崎にあり、南洋に行く移住者が入所した。

移住者教養は何としても同化教養が大事である。しかしあつ旋所では、日数も少ないのでなかなかそこまでは加へない。男が立小便してはならないこと、猿股一つで部屋の外に出てはならないこと、女がシミーズだけ

で廊下を歩いたり、特にそんな姿でスリッパを引ずつて近所に買物に出てはならないこと。またそんな姿で、人前でシャツガンだりしてはならないことなど、そんなことを注意するのは、注意する方がはずかしいが、やはりいかなければならぬこともある。同化教養の第一歩ということである。

しかし入所者は忙しい。特に計画移民の場合は、合格決定から入所までの期間が短かく、家族連れでスベリ込むようにして到着するので自分たちの用事も多く、身心ともに落付けない様子の人もいる。しかも計画移民なればこそ査証その他の手続も厳重である。その上毎日講習メヌで追いまくるようでも困るだろうと思われるから、無理をしないように心がける必要もある。

あつ旋所では、随時子供の学校を開く。同航者中に大学を出た人や、学校の先生の経験を持つものがあつたりする。そういう次に頼んで子供たちを年令別に幾組かに分けて算数、国語、音楽、綴方、体操、遠足という風にいろいろやつてもらふ。子供たちの出席率は大人の講習のときよりもはるかに好成績である。

楽しい生活 子供たちの賢方には時々あつ旋所の生活のことが描かれる。「ここが日本の最後であるが、随分きれいで清潔だ。ふとも毛布もよごれていない。ベッドにねるのははじめてだがきもちがよい。あつ旋所は高台にあるので、神戸の街も、港もよく見える。港の船もよく見える。神戸の夜景はことにきれいだ。これが日本の最後だと思ふと、いつまで見ていてもあきない。だんだん涙がでてくる。郷里の学校や友達顔がつきつきと映つてくる。」と、そんなことが書かれてある。

乗船の前晩には必ず「壮行の芝居大会」を催す。全国から集つて来た人が、それも老若男女、思い思いの

神戸移住あつ旋所

御披露である。賞品も盛り沢山あり夜更けまで歌つて楽しく寝る。最後の夜だ。

前にあつた旅所には娯楽設備はないといつたが、入所中映画はときどきやる。現地事情を映したものの方に、娯楽ものもやる。そういうときには五階の大講堂は満員だ。しかしそれだけでは満足できず、街に出て見てくる人も少くない。全館に暖房設備があるから、真冬でも寒くない。

## 移民船と船中の生活

さようなら日本 さて、渡航のすべての手續や、移住あつた旅所の十日前後の教育が終るといよいよ永年住みなれた日本と別れて、晴れの海外への出発となる。

若い者は、来るべき移住地の活動に胸をふくらまし、老人や女は、母国への愛着と、別離の悲しみの涙にむせぶ一と時である。

埠頭を埋めつくすような五色のテープ、「万歳、万歳」のさけび「お元気でね……さようなら……」の肉身の涙の言葉、それら一切が静かに動きだす移民船と共に次第に遠ざかつていくのである。暮れゆく六甲の山々が遠く視野から消え去つた頃、はじめて船側を打つ波の音が耳に入ってくる。これこそ日本の国の姿である送別の曲である。

このようにして、移住者の船中生活の第一日ははじまるのである。

それではここに、母国と移住国とを繋ぐ、移民船とその生活のことを書いてみよう。

移民船と二つの航路 現在日本では、大阪商船株式会社と、ロイヤル・インターオシヤン・ラインズ（オランダ籍）との二社の船船を移民船として使用している。大阪商船の船は太平洋を横断し、パナマ運河を通過するいわゆる東廻りであつて、ロイヤル船は香港、シンガポール、ケープタウン等を廻つて行く西廻り航路である。

#### イ、大阪商船の移民船

##### 1、船名 総噸数 収容人員

あめりか丸 八、三四三噸 五〇〇名

あふりか丸 八、三五四噸 五〇〇名

ぶらじる丸 一〇、二〇〇噸 九〇〇名

##### 2、寄港地

ロス・アンゼルス—クリストバル—ライラ—ガイラー—ベレーン—レシフェ—リオ・デ・ジャネイロ—サント

ス—モンテヴィデオ—ブエノス・アイレス

##### 3、船賃

神戸—ベレーン間 (満十二才以上) 一〇万円

神戸—サントス間 ( ) 一〇万二千元

神戸—ブエノス・アイレス間 ( ) 一〇万五千元

#### 移民船と船中の生活

ただし満三才より満十一才までは前記船賃の二分の一、満十二才より三才未滿までは四分の一、一才未滿の者は無賃である。

4、荷物

荷物は大人船賃の者一人につき四十才、二分の一船賃の者一人につき二十才、四分の一船賃の者一人につき十才まで無賃である。

ロ、ロイヤル・インディア・オーストリアン・ラインズ

1、船名

総噸數

収容人員

テゲルベルグ号 一四、二八一噸 二六二名

ルイス号 一四、二八五噸 二六五名

チチャレンガ号 一〇、九七二噸 三七五名

ボイスベン号 一四、二七一噸 二六三名

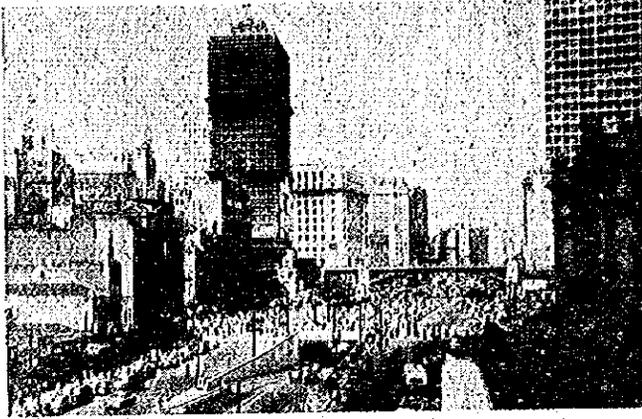
チサダネ号 九、二八四噸 三八六名

2、寄港地

香港—シンガポール—マウリシヤス—ロレンソ—マルカス—ポルト—ユリサベス—クワタウ—リオ  
 ・デ—ジャネイロ—サントス—ブエノス・アイレス

3、船賃、  
4、荷物

大阪商船と同じである。



移民船と船中の生活

サンパウロ市の中心街

楽しい船旅 大阪商船の船では、ブラジルまで約四十日かゝり、ロイヤルの船では約六十日かゝる。この長い航海における船中生活は、移民する人々にとつてもつとも楽しい、意義ある生活であつて、一生忘れることのできない記憶として残るのである。

船中では船客であるから、束縛の無い自由の生活ができる。女の人も自ら炊事することもなく、いわゆる「あげ膳、据え膳」で、三度三度コツクのつくつた料理が食べられる。赤道祭は船中あげてのお祭り、御馳走の出るほか仮装行列がでたりしてなかなか賑やかな一日であり、その他運動会、映画会、ダンス・パーティー、素人のど自慢などが連日行われ、退屈であるべき船中生活も案外愉快なものである。子供には学校が開かれ、大人には語学の講習会もひらかれる。売店があつて日用品は販売しているし、また又病気になれば無

料で船医が診てくれる。毎日小報ではあるが新聞が発行されて、世界の大事も日本の動きも知ることができる。その上ときどき寄港地につく。上陸できぬところもあるが今まで地図でしか知らなかつた所を船からでもみるこ  
とができるし、上陸できる所は自由に見物もできる。

移民船の生活は実際愉快な楽しいものである。

規律ある生活 しかし、何しろ小さい船内に、何百名という多人数のしかも全国からお互に未知の人々が集つて生活を共にするのであるから、もつとも楽しい意義のある生活も、やゝもするとこれに反した結果をうみだす惧がある。それで船中生活についての心がけねばならぬ点を少しく書いてみよう。

団体生活であるから、長い航海を通じて、全体の者が愉快な航海を続けて行くためには、船の規則はもちろんのこと、自治班等で定めた規律をよく守つて行動しなければならぬ。ことに船中はかぎられた狭い場所であるから、一人でも規律を守らない者がいると、他の者におよぼす影響が深刻である。

各移民船には移民を保護するため、またいろいろを相談にあずかるために、外務省が任命する移民監督と助監督とを乗船させている。また船内においては、移民の自主的な運営を計るために移民団より自治班（弘報連絡班、学校班、新聞班、運動班、娛樂班等）を組織して活潑な活動を行うことになつてゐるので、移民監督、助監督、各自治班の役員および船員が協力して、全体が秩序ある生活と行動とに終始しなければならぬ。また船には船の規則があるので、その規則をよく守ることが必要である。

船中と健康、船中における病氣といへば、トラボーム、麻疹や水泡瘡等であるが、その他早期流産、盲腸炎等

も時々ある。トラホーム、麻疹、水泡瘡等はさまざまな勢で伝染するので、不断の注意が肝要であつて、トラホーム患者は船中において毎日治療を受けること、また自分の子供に麻疹や水泡瘡等の徴候があつたら、直ちに船医に診断してもらつて、早期に伝染を防ぐよう措置しなければならぬ。一船の子供全部が麻疹や水泡瘡にかかつた前例もある。船中の治療はすべて無料である。

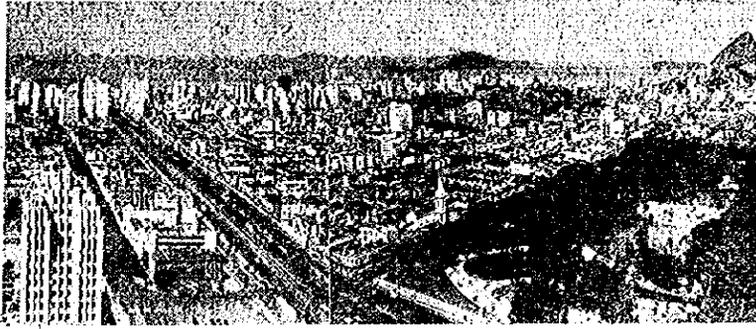
心のゆるみに注意 全国志望者の中より選考され、烈々たる開拓の意欲に燃えている優秀な人々であるにもかかわらず、船中生活が長いので、この間同船の再渡航者などの無責任な言を聞き、動搖する人々がよく見受けられる。船中の無聊に身を持て余しているところに現地の苦しい話を聞かされると、まず妻子が前除に不安の念を抱き、中には家長までも動搖してくることもある。

先祖伝来の土地、家屋等全財産を整理し、最愛の妻子をとまなつて自己の新しい生活をきすこうと決意して故郷を立つたのであるから、船中で責任のない人の言に左右されないように注意しなければならぬ。

全国から選ばれた優秀者であるという自覚と、あくまでもやり抜くという強固な意志とをもつて、常に開拓の精神と希望とを高めて行くことがきわめて必要である。そうした心がけの人にとつては、船中生活こそ、語学を学び、目的地の事情、風俗習慣、農業方法その他を研究する、もつとも恵れた好機である。

寄港地および上陸地における注意 寄港地に入港すると同時に、その国の検査官や荷役人夫が乗船してくる。

それでもまだステテコで草履ばきの人がいるが、外国では作法がやましいので、入港前にはすでに服装を整えておかなければならない。さもないと非文明国人として馬鹿にされる。また寄港地や上陸地に下船した時、特に



ブラジルの首都リオ・デ・ジャネイロ全景

婦人に注意したいことは、赤ん坊をおぶつたり、人前で胸をはだけたりして乳を飲ませせることは絶対に避けるべきことである。外国にはそうした習慣が全然ない。また寄港地において下船する時は、責任者を決めて一団となつて荷の見物や買物をするのである。言葉のわからないところであるから、一人で行くと往々にしてとんでもない間違を引き起すことがある。

自治班の活動 船中生活は、いくつかの自治班の活動によつて規律が守られる。まず特に注意しなければならぬことは、風紀、衛生の問題である。風紀衛生班の役員は船員に協力して夜遅くまで船内を見廻る。また絶えず各船室に病人はいないかと注意している。

航海が進むにしたがつて気候が暑くなつてくるので、夜船室では寝苦しくなつてくる。そうなると毛布を持出して夜通しハツチの上で寝る人が多くなつてくる。潮風に吹かれながら寝ているということは、健康にもつとも悪いのである。翌日身体がだるかつたり、頭痛がしたりするし、またトラホーム患者はますます病気を重くするだけである。長い航海と狭い船のことであるから、風紀も次第に乱れ勝ちになつてくるの

で、各自の一層の自制と注意とが肝要である。風紀衛生の問題は、班の役員之苦勞も一通りでないので、よく協力して誤りのないようにしなければならない。年令により幼稚園、小学校、中学校、一般等に分けて船中学校を開校する。中学以上は主として語学の講習である。これらの学校には、移民団の中から、教育に経験のある人や高等教育を受けた人があつており、従つて親連にとつて船中における子女の教育には、何の心配もいらない。またこれら学校の外に、青年部、女子青年部などを設けて各自治班に協力するとともに、移住地事情等について研究することもよい。

この外に家長会議がある。

日本を出航後は新聞が見られないので、毎日一回半紙一枚の船内新聞を発行する。記事を集めること、編集、印刷は新聞班が当る。無電で入るニュースや、一般から集めた感想、詩、短歌等の外移民監督または船側よりの注意事項あるいは船内行事等を載せる。他からは何もニュースが入らないので船内新聞は楽しいものである。

運動班は毎朝のラヂオ体操、運動会、その他輪投げ等船内におけるいろいろなスポーツを計画する。娯楽班はのど自慢大会、映画会、碁、將棋、マジシャン大会等、できるだけ船内生活に退屈を起さないようによく計画を立てている。

船内行事 映画会、運動会、各娯楽大会の外に、船内最大の行事は赤道祭と仮装行列とである。仮装行列は当日まで秘中の秘とし各人趣向の奇抜さを競うのである。なお前記運動会、各娯楽大会、仮装行列等には船側から多量の賞品が出される。

移民船と船中の生活

以上移民船の生活のあらましを述べたのであるが、このようにして四十日ないし六十日の船旅を終えて、いよいよ目的のブラジルなりアルゼンティンに到着するのである。

## 移住地の生活と労働

ブラジルは農産園 中南米各国における移住地の生活とその発展の過程を書きたいが、紙面の都合上ブラジルの移民についてのみ書くことにする。他のラテン・アメリカ諸国も大同小異である。

ブラジルの経済の基盤は農業にある。国民所得の七割が農業であり、全輸出の四割五歩をコーヒーが占めているのを見てもわかる。さいきんようやく農業経済から工業化へと、その産業形態が近代化しつつあるとはいえ、依然として農産園であることには変りはない。農業の中心であるコーヒーおよび棉花の約八割が南ブラジルのサンパウロ州およびパラナ州で生産されている。

したがって戦前の欧州移民はもとより、日本移民はこのサンパウロ州に集中されたのである。戦後の日本移民は、ブラジルの開発計画による植民地に入るいわゆる「計画移民」が中心なので、主に北部のアマゾン地域と中部地方に集中されているが、これらの他にも、一般の呼寄移民と特殊の技術呼寄移民の大半がサンパウロ州に渡航している。

それでこれらの移住者の生活環境および就労状態を一瞥してみよう。

苦しい初期の生活 移住地の生活は複雑なものである。第一に外国である。したがって言語、風俗、習慣が異なる。南半球の関係上気候風土が異なる。日本の春の時期が秋に当り正月は真夏になる。北風は暖く南風は涼しい。農業上からいえば一農家の所有面積も最少二十五町歩位で、日本のような五段歩、一町歩とクク違いである。したがって日本のような園芸に近い農法でなく、まったく大農的粗放農業である。植付作物もコーヒー、カカオ、マンジョーカ、ビメンク（胡椒）等のように、日本内地にない熱帯作物である。このようにすべての面で日本と異なる。

アマゾン地域に入植する開拓移民の植民地は、都市から何十里も離れた原始林地帯であると思わねばならぬ。いわゆる文化生活等は望むべき段階ではない。電気にしても、ベレンやマナオス等の大都市や、主要植民地の中心地にはあるが、分散した植民の家はこの恩恵をうけるところまでいつていない。電気がないからラヂオも役にたゝぬ。隣家に行くにも相当の距離がある。子供の教育も、何キロも離れたブラジル政府の小学校に徒歩で通学し、ブラジル人の子供と共に勉強するのであつて、教育設備は日本の小学校と比較にならぬ貧弱なものと思ふべきでない。医療設備は一通り整備されているが、日本の都市の病院を想像すると失望する。交通にしても、舟を利用するところが多く、自動車等は一部の都市と道路ができてはいる植民地を除いては役にたゝぬ。仕事を終つてから一寸街に映画をみにと、バスで簡単に出かけられる日本の農村生活のようなわけにはいかぬ。

このように、開拓初期の生活は、まったく文化から遠ざかつた生活と思はなければならぬ。そうした環境を自らの汗によつて開拓し、自らの理想によつて、自由な新しい社会を創造していくのである。いかなる社会を形

成していくかは、開拓者自身によつて決せられる。創造の苦しみがあるが、またそこには無限のよろこびもあるのが開拓者の生活である。もちろん植民地事務所は万端の用意もし、指導もし、種々の援助もしてくれる。

**めぐまれたサンパウロの邦人生活** こうした植民地初期の苦しみは、現在では経済的に恵れているサンパウロ州の、戦前からの移住者の皆体験したことなのである。戦後の移住者と異り、全く裸一貫で渡航したそれらの移住者の現在の生活はどうか。それは移住者の将来を示すものである。

大多数の邦人農業者はすでに独立し、中には大コーヒー園、大牧場主等も出て億万長者も六、七十人に達しているといわれている。各農家にはトラクターがあり、アメリカ製大農式耕作機械を購入している農家も数多い。邦人系の銀行、邦字新聞社、教会、洋裁学校その他の教育機関も設立され、邦人社会も一応完成されているし、二世でサンパウロ市の大学その他の上級学校に入学している学生もすでに数百名に達している。二世の一名は遼邦議會議員に当選して万丈の気概を吐いているし、各地の郡、町、村會議員は六、七十名に達している。

このような、サンパウロ州の邦人の発展は一日で成つたのではなく、そこには十年、二十年、さらに古い人は三、四十年の苦闘の結果であつて、このかくされた苦勞を知らずに、移住したらすぐ安樂な生活ができると思つたら、それは大きい錯覚である。

それでは、日本から渡航した移住者が、いかなる経過を経て発展していくか、その勞働情態をみてみよう。

**開拓自營移民** 昭和二十六年に在ブラジル邦人辻小太郎氏および同二十七年に松原安太郎氏の両氏が、前者はアマゾン地帯に五カ年間に五千家族、後者は中伯地帯に七カ年間に四千家族の日本移民勸入の特別許可をブラジ

ル政府よりえたが、これが戦後における邦人のブラジル移民渡航の動機となつた。これらの移民の入植地は、ブラジル政府の開發計画による植民地であつて、日本ではこれを計画移民と稱しているが、原始林を開拓するので開拓移民とも、管農方法からみて自管移民ともいう。

神戸を發つた移住者が管農資金と入植準備品を携行して、これらの植民地に入植するのであるが、入植地の事情は前述したとおりである。アマゾンにはアマゾンヤ産業開發株式会社、中伯には日本人開拓協同組合という移民受け入れ現地機関があり、渡航した移住者の世話をしてくれる。

ブラジル政府は、これら移住者に対して左の援助をしていくつになつてゐる。

- 一、上陸地および目的地に達する中間宿泊地において移民を出迎え且つ宿泊させる。
- 二、定着地迄を無料輸送してくれる。
- 三、一〇ないし五〇ヘクタールの面積を割りあてる。
- 四、住宅建設に対し、諸材料を補助供給する。
- 五、森林の伐採および土地の整地から生産物の販売にいたる迄、直接または現地協同組合を通じ融資する。
- 六、低利貸付により農具、種子、肥料等の供給をする。
- 七、医療および医薬を供与する。
- 八、初等教育および葡語教授の学校を常設する。
- 九、移民入植後一カ年間の通訳の生活を保証する。

移住地の生活と労働

十、各地区における作業に対する無料技術指導をする。

十一、隣接市場および各地区に至る必要な道路の建設をする。

十二、灌漑および排水工事をする。

このような条件で植民地に入るのであるが、各地区により多少の違いはあり、またすべてを期待できないこともある。いづれにせよ、入植後は自らの土地に自らの努力によつて自らの運命を開拓する覚悟が必要である。植付作物も各地区によつて異なるが、コーヒー、ゴム、サイザル麻、とうもろこし、カカオ、米等である。コーヒー、カカオ、ゴム等の永年作物は収穫をあげるまで四、五年ないし七、八年を要するので、その間一年作の米、蔬菜、とうもろこし等をつくつて農場を經營していくのである。

雇傭移民 開拓移民と異り、戦前渡航し、すでに成功している邦人の農場に雇われていく移民を雇傭移民といつてゐる。これは原則としては日給で農園主の耕地で働くのであるが、その他自由に耕作できうる余作地も与えられることもある。その一つの例として、アマゾン地区に入植したアカラ植民地の雇傭移民の契約を例にとると次の通りである。

一、契約期間は三カ年。労働日数は月平均二十五日とし、最低賃金成年四〇クルゼイロス、未成年男子三〇クルゼイロス、女子二〇クルゼイロスとし、雇主は継続的に仕事を提供する。(一クルゼイロスは約五円)

二、住宅を貸与する。

三、開作を許し、その収穫は移住者の収入とする。ただし米作の場合の稲藁は雇主の帰属とする。

四、三カ年以内に雇主の承諾なく退耕し、または協同組合員共同の福祉に反する行為をした場合には、移住者を引受のため支出した一切の費用を、弁済させて解約することができる。

五、余剰努力があれば五百ないし一千本のビメンク（胡椒）の自由栽培を許す。

というようなもので、五人家族で一月二十五日労働として約二千二百五十クルゼイロスの収入があり、生活費として一千ないし一千五百クルゼイロスの支出がある。さらにビメンクを五百ないし一千本を植えつければ、挿木後二年目より収穫をうるできるので、三年の契約後には、五万クルゼイロス前後の貯蓄ができて独立することができる。

コロノ移民 戦前の日本移民の大半はコロノ移民である。さいぎんのカフイランヂヤ移民も大体これに類する。したがって、ブラジルの農業を知る上には一応コロノの制度を知っておく必要がある。

コロノ制度は地方により、時代により、いくらか条件は異なるが、原則的には一農年の契約で尙くコーヒー園の労働者のことで、サンパウロ州では大体一定した労働契約の標準がある。

大体の標準は、コーヒー園主はコロノに対して住宅を無償で提供し、コーヒー樹一千本につき一農年間の除草賃をさめ、月割で支払う（メザータという）。コーヒーの育成状態によりまた地方によつて幾分異なるが、現在三千五百クルゼイロス前後である。さらにコーヒーの収穫期には生コーヒー一俵につき一定の採取賃を支払う。現在二十五クルゼイロス前後である。その他コーヒー樹の幼少の時は樹間に間作を許すが、許さぬ場合には別に雑作地の面積を広く提供する。この間作および雑作の収入はコロノの所有に属するが、間作の植付け作物および植え

つけ条数は園主との協議を要する。これらの他に農場内の日雇仕事も与えられる。

大体コロノはメザードおよび開作の収入で生活をし、コトヒの採取賃および雑作、日雇賃等が貯金にむけられるのである。もちろんコトヒの成育状態、土地の良否等によつてその収入も非常に差があり、コトヒの悪いところはメザードが高い。

コロノのコトヒ受持ち本数は個人によつて異なるが、日本から渡航したばかりの移住者は、一人一千五百本前後とみればよい。したがつて稼働人員三名の家族は四千五百本前後がその一家族の受持ち本数となる。前記のコロノ生活を二、三年続け、その間に貯金した金だけで独立するのは無理であつて、独立農への中間として大抵の人が辿るのは、コトヒ樹仕立請負である。

コトヒ仕立請負 請負期間には四年契約と六年契約とがある。四年契約の場合は普通農場主が原始林を伐採してコトヒを植えつけ、住宅を建て、契約者に請負わす。請負人はコトヒの育成を管理しながら樹間に開作等をなし、四年後に成木したコトヒ樹を園主に返すのである。仕事は大抵コロノと同じで、主な仕事はコトヒ園の除草が主であるが、契約の主要点は左のようなものである。

一、四年後に一米以上に生長したコトヒ樹一千本につき一千五百クルゼイロスの育成費を園主は支払う。

二、次株の補植は請負者がする。

三、四年目のコトヒの収穫は請負人の所得になる。

四、開作は請負人の所得になる。

五、余作地はコーヒー一万本につき一アルケル(約二町五段)が与えられる。

以上は一般的なもの、園主との契約により種々の変化がある。開作の種類も園主と協議決定せねばならず、普通米、豆、とうもろこし等を植えつけるが、それもコーヒー樹の成長に伴い、植付け条数も年々減少していかねばならない。余作地も一万本につき一アルケルとはかぎらず、他の条件との相関々係で契約により多少の増減がある。したがって四年契約人の収入は、コーヒーの育成費、コーヒー実の収穫、開作、余作地の収穫等で、この契約年期の終る頃には原始林を購入して、独立農になる資金ができるのである。

六年契約は原始林のまゝ契約人に渡し、契約人は自己の資金で伐採、整地、植付をなし、六年間これを育成するのである。四年目から六年目までの三年間のコーヒー実の収穫は請負人の所得になる。園主は、育成費を支払わない。もちろん開作および余作地は四年契約と同じである。したがって六年契約は多くの資金を要するのであるがその収入も、最後の三年間のコーヒー実の収穫によつて、退職時の所得金は非常に多いのである。これも園主との話し合いで、その条件が多少異なる場合のあることも四年契約と同じである。

この制度は日本人の案出したもので、園主は四年ないし六年間請負人に一任しておけば、期間後には完成におされたコーヒー園が、自己のものとなり、請負人は、独立するのにもつとも確実な、その上コロノと異り独立して仕事のできる点では両者によるこばれている制度である。

分益農 コロノ期間を終えた移住者が、コーヒー仕立請負契約をするほかに分益農がある。これは主にリオヤサンボウロ市の近郊の蔬菜業者等に行われている制度である。

移住地の生活と労働

その契約の概要は、地主は土地、住宅、その他の施設を提供する。管農に必要な農具、肥料、種子、農薬などを地主が出資する。必要に応じて日傭労働者を使用し、これを地主の出資とされる。契約者はこれらの施設や資金を用いて自分の技術と労力で栽培する。収穫物は地主と合議の上で売却して、地主の投下した資金を差引いたあとの純益を折半するのである。この場合、契約者の生活費は個人の負担となる場合もあれば、管農経費の中に繰り入れることもある。トマトや野菜のように労力と技術を多く要する割合と、土地と投資額が少なくてすむ場合と、広大な土地と多額の資金を要する場合とはその分配の率が違ってくる。

この分益法は、契約者は資金がなくてもやれる非常に歩のよい仕事ではあるが、新移住者では、ブラジルの管農方法や、社会生活になれないので無理である。やはり、何年かのコロノ生活をやり、現地の事情に一応通じてはじめてできるのである。これは農場主にとっては施設や資金を出資するのであるから、契約者の経験、技術はもちろん、人間的信用がなければ、この契約は成立しない。

**借地農** これは日本の借地農と同じく、土地の借地料を支払い、自由に耕作するので独立農と変りはない。したがって管農資金も必要であり、かつ住宅、倉庫、農具等も自己資金でやらねばならないから、相当の資金の用意が必要である。

ブラジルの奥地に行く、相当広面積を借地して大農業をやつておる者もいる。たゞこの農法は借地という関係上生活に落ちつきが無いことと、自分の土地で無いという関係から、地力の維持など考えない結果、地力の減退をきたらせるおそれがある。これはコロノその他の制度と異り、半独立農業というべきである。

以上述べたような種々の段階を経て、新移住者が漸次獨立農になつていくのである。その間数年の苦勞を覚悟せねばならない。それを完全にやり遂げた者のみが最後の月桂冠を獲ちうるのである。

移住地の生活は夢のようなものではない。余く血みどろの戦である。たゞいふことは、眞面目に働いた場合はそれに相応する報酬をうけうるということである。したがつて、移住して成功するか否かは、移住地そのものにあるのではなく、移住者自身にあることを知るべきである。

## 日系二世三世

二 三世の多い移住地 米國やハワイやカナダでは、在留日本人中日本生れのもの、すなわち日本から渡航したものは全体の四分の一に過ぎない。ブラジルその他の南米諸國では、全体の三分の一くらいである。

つまりこの四分の一、三分の一を除いた在留日本人はみな現地出生で、みなそれぞれの國の国籍をもつてゐる。

これを在留日本人と呼ぶのは実体に副はないのだが、しかし多くはまだ日本人父兄の家庭にあり、父兄の生活の中に抱かれています。だから日本人の數の中に入れるのも間違ひはないのだが、しかし正しくは日系米國人、日系ブラジル人、日系カナダ人と呼ぶべきである。二世といひ、三世といわれるのがこれである。

二つの國につながる二世 二世問題といふのは、したがつて要するにそれらの日系人の問題で、一つは二世とその両親との問題、もう一つは二世と両親の本国との問題であり、二つとも曾て米國、ハワイの二世について悩



空中よりみたパインアップル畑 (ハワイ)

みぬいたことである。両親にしてみれば、その子がどこで生れたにせよ、どこまでも日本人として、日本風の教育をして行きた

す。  
国籍もその国の国籍取得を逃がれることができなければ、せめて日本の国籍を留保しておきたい。日本語のできなくなるのが一番困ると悩んだ。また国としても、徴兵等の関係もあり、外国で生れた日本人の子のすべてが国籍を取得してしまつて、日本に対して忠誠の觀念がなくなるのは困るとした。つまり日本人の血を享けたものは、どこまでも日本人として本国の支障下にあることが望ましいとしたのである。一方両親の悩みというのも、実はそれぞれの両親が、その子と共に、やがて日本に歸り、し

たがつてその子も、日本内地の社会に伸びられるようにしておかなければならぬということを前提とした。しかし「時」はその問題を解決した。両親たちは、戦争で負けた日本に帰つても仕方がないと観念した。その国に永住する覚悟ができた。その覚悟ができて見ると子供はその国の社会でこそ、十分効けるように教育しなければならぬと判つて来たからである。



日本人二世のボーイスカウト  
(ロスアンゼルス)

勳功をたてた二世部隊。それならば二世の問題はもう全く解消してしまつたのか。その通りである。実は仮りに問題があつたにしても、法律上外国人である二世、三世に本国の手がそうやすやすと手をのばせるものではない。それよりも今後、これに如何なる期待をもつかということである。日本の移民事業の今後の発展のためにはこの二世、三世が、それぞれの国において、どんな役目を担いうるかということである。

第二次大戦中、米国の日本人二世をもつて編成された第四四二聯隊戦闘隊は、欧州戦線に出動し、米人の友軍部隊が五十日もかかつてなお抜けなかつた敵陣を、僅々数日でもつて突破してしまつた。そのために犠牲者も多く出したが、米国民はその勇敢なる戦斗力に眼を見張つた。日本人二世に対する米国民の忠誠上の疑問はたちどころにケン飛んでしまつた。軍総司令官の感状が与えられ、その凱旋に際してはトルーマン大統領が、特にその功績をたたえていた。

日本人の二世、三世はどここの学校でも成績がよい。フジツルにも多数の日系大学生がいる。すでに実社会で活

躍しておるものも多く、連邦議会の議員になつてゐるものもある。軍人にも、新聞社にも、学界にも、優秀な二世が伸びつつある。それは年と共に成長し拡大する。しかもそれらの政治的、社会的影響は、奥地で農業を営んでゐるものに比し、非常に大きい力を持つ。それが日本のために有利な情勢を作ることになり重大な役割を演ずるであらうことは、疑いを容れない。



邦人經營の日本料理店  
(ロスアンゼルス)

それはひとりブラジルのみではない。日本人が在留し、その二世、三世が活躍するところには必ず期待をもてる場所であつて、特に人種的偏見の少ない南米諸国においては、いつの日にか日系の大領や大統領がでないともかぎらないのである。

移住者はよき先祖でありたい。日本移民は、どこの国でもほとんど例外なしに、同化しないという非難をあびる。米国において特にその非難が強かつたのであるが、第四四二部隊は根底からその非難を一掃し、むしろ同化以上のものを示した。なるほど、一世の同化はおそいかも知れない。しかし二世の同化は一世のおそいことを補つて余りあるといえるほどだ。

われわれは、日本人の血の優秀なことを信じてたい。またわれわれは外国における日本人の子孫は、どうなつてもかまわないというでもない。われわれはその血が優秀なるが故に、到るところで環境に順応し、よき根をのばし、よき実を結ぶであらうことを信じてたい。

日本人一世はそういう子孫のよき祖先でなければならぬ。二世、三世はその祖先のもつとも近いところにいる。それが現に各地において優秀な活動を展開していることほうれしいことだといはなければならぬ。

### 移住者の心得ねばならないこと

成功したい人は「海外に移住して成功するには、どうしたらよいでしょうか」との質問をよくうける。実に面倒な質問で返事に困る。質問する人が真剣であるからなおさら困る。二に二を加えると四になるというように、教学的に答のでものであれば、至極かんたんであるが、移住地における成功と否とは、そうはいかぬ。

しかし、社会に処するには自ら一つの軌道があり、それを守つていけば大休間違えのないものである。各章にわたつて、折にふれて移住者の心得ねばならないことを書いてきたが、以下それを要約して書いてみる。これは勝んだだけでは意味が無いことで、一にも二にも実行することである。

強い意志と強い身体 強い意志と強い身体……移住地における成功の秘訣といえ、この一言に尽きる。その他のいろいろの条件が完備していても、この一事が欠ければすべては無駄である。これは余りにも常識的なことであるが、しかしこの常識的なことがもつとも大切なことである。移住地初期の苦勞は、練りかえし練りかえし述べてきているからいまさら説明はいらない。この苦勞を突破するのは、一にも二にも不屈なる精神と、頑強な身体のみがそれをなしうるのである。それも家長一人だけでなく、家族全体がそうであらねばならない。

移住者の心得ねばならないこと

主婦の覺悟 移住地で成功している人は、必ずその背後に立派な主婦がおるものだ。移住地の成功は主婦によつて決定されるといつてもよい。強い意志と強い体はすべての家族に必要なこと、ことに主婦に必要なことである。



ブラジル、パラナ州パラエゾにおける日本庭園 (一)

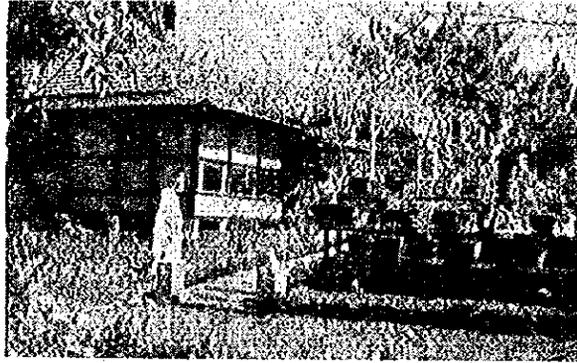
移住地の事業は平坦ではない。ことに入植草々においては、思うように事は運ばない。仕事に一切をかけている家長が失望落膽することも多い。そうした時に、これを激励するのは家庭の主婦の役目である。この役割を果たすべき主婦が誰よりも早く弱気を出したら、家族全員の心は益々動揺する。

家庭の切り盛りのほか、野良にもでて働かねばならない。子供の教育にも気を配らねばならない。老人や親類のおらない移住地において、家庭の主婦の責任は実に重い。

先輩の苦斗に學べ、さいきん中南米から成功者が母国觀光に帰つてくる。そうしてその成功談をする。「コーヒ園を何千町歩経営している」「牧場には数千頭の牛を放牧している」「二年の收穫が何千万円だ」等の話をきいて、渡航さえれずばもすぐに成功でき

るような錯覚をおこす人もいる。婦朝者の語ることには偽りは無い。しかし、知らねばならぬことは、その成功の域に達するのに血の流るような十年、二十年の苦斗の歴史が横つ

ていることである。この苦しい歴史を新しく渡航した人は学ぶがよい。そこには、移住地で成功する一切の秘訣がかくされている。今日の成功者も、その渡航の初期においては戦後の移住者以上の苦しみをなめているのである。学ぶべきは成功した今日の状態でなく、その背後の苦闘の歴史であるのだ。



欲点はその性急なところにある。

子供の教育、事業の成功も必要だ。しかしそれと同時に大切なことは子女の教育に成功することである。移住者心を得ねばならないこと

成功を急がぬこと、一日も早く成功したいとはすべての移住者の心情であつて、それ自体にも非難すべきでない。しかし、海外に出ている日本人は、押しなべて成功を急ぎ過ぎていく傾向がある。

#### (二)

そのため生活を楽しむことを忘れ、粗食過勞のため病氣になつたり、他人に不義理をしたり、または永年作よりも一年作の、しかも

同機的な作物を追うて転々と住居を交える人が多い。その結果をみれば腰を据えて急がず当初の計画をすゝめてる人が成功し、成功を急ぐ人が失敗してゐる例が各地にみることができぬ。

中南米はすべてがのんびりしてゐるところであるから、金儲けに血眼にならず、腰を据えてゆつくりやることが大切である。日本人の

者には、必々事業に熱中するの余り、子女の教育を顧みない者もある。苦闘何十年にして事業的に成功したとき、その子供が教養のない土人のごとき人間になつてゐたという例がいくつもある。自分の事業を継承するのはその子供である。子供の教育に失敗することは、事業的失敗よりもさらに移住者にとって悲劇である。「コーヒ

ーをつくるより、子供をつくれ」とある先覚者はいつたが、正しく名言である。

子供を立派に育てるということは、学者をつくるということでは無い。移住国の人にも尊敬されるような立派な人間に育てるということだ。それには家庭が素れていてはいかぬ。潜い家庭にのみ、立派な子供が育つのである。移住者は、自分の事業の継承者として立派な子供を育てることを忘れてはいけぬ。自分一代で達せられなかつた目的は、子供が継ぐのであるから。

**移住地社会に融けこめ** 移住者は移住した国の一員であるから、その国の社会に融け込まねばならないことはすでにのべた通りである。永住の決心でいくからには、その国で死ぬ覚悟であらねばならない。自分だけでなく二世も三世も自分の子孫が永遠にその国の土と化すことを意味する。移住者にとつては、移住する国は外国であるかもしれないが、そこで生れた二世、三世にとつては生れた国が母国であつて、日本は外国になるのである。したがつて、移住者は移住した国の新しい先祖になるのであるから、簡単に外国とのみい切るわけにはいかない深い関係が必然的におこつてくるのである。そうした意味においてその国の言葉を学び、移住国の人と交際し、その社会に融け込むということは、移住者として心がけねばならぬもつとも大切なことである。

**移住者と母國** つぎに知つておいてもらねばならぬことは、移住者の背後に何時でも日本というものがある

ことだ。移住者自身は自分の行為は、自分一個人の責任であると思うかもしれないが、移住國人は「あれは日本人だ」とすぐ日本人としての行為とみる。したがって移住者の行為が立派であれば、日本人全体が立派な人であると思ひ、反対にその社会を棄すようなことをすれば「日本人は悪い人間である」と批評する。つねに「日本」という母国がついて廻るのは、移住者の宿命であることを知らねばならぬ。一人の移住者の立派な行為が親目的氣運をおこし、また一人の悪い行為が排日運動の原因になつた例が過去に於いて数多くある。したがって移住者の一人一人が、日本を代表していると心がけることが必要である。

移住者の心得ねばならないこと



附

ブラジルの国籍法

ブラジル連邦憲法第四編「権利の宣言」

第一章 国籍及び市民権

第一二九条 左記の者は之を伯国人とす

其本国の任務を帯びて当国に滞在している場合を除き、  
假令両親が外国人でも伯国々内にて生れたる者

ブラジルの帰化法

国籍の取得喪失に関する法規

(一九四九年九月十八日附  
法律第八一八号)

帰化及びその手続

二、帰化に対する条件は左の如し

イ、伯国法に基づく帰化能力者たること

附 録

録

ロ、帰化申請迄五年前引続き伯国内に居住せること

ハ、ブラジル語を説み且つ書き得ること

ニ、自身及びその家族の生計に十分なる職業に従事し又は財産を有すること

ホ、品行方正たること

ヘ、一年以上の刑に処せられる犯罪を宣告され又は起訴されざりしこと

ト、健康者なること

三、前記ロの居住期間は申請者が左記条件を具備するときは之を減じ得る

1、ブラジル人たる配偶者又は子を有する時(二年)

2、ブラジル人の子たる時(一年)

3、職業的、科学的又は芸術的能力により推薦される時(三年)

4、農業者又は工業の専門労働者たる者(二年)

5、政府の判断にて伯国に顯著な仕事を為せる者又は為得る者(三年)

6、伯国公使館、領事館の使用人たる者にして且つ二〇

年勤続せる者（三年）

7、最少額一〇〇コントスの不動産を伯国内に所有する者同等金額の資金を投資せる興工業者又は主として興工業会社に同等額以上の株を所有する（三年）

## 財団法人日本海外協会

### 連合会

会長 村田省藏

所在地 東京都港区芝公園四号地四番

### 寄附行為

#### 第一章 名称と事務所

第一条 この会は財団法人日本海外協会連合会（以下「連合会」という。）という。

第二条 連合会は事務所を東京都に置く。

連合会は、理事会の議決を経、且つ、主務官庁の承認を経て、必要の地に支部を置くことができる。

#### 第二章 目的と事業

第三条 連合会は、海外移住のあつらひ及び援助を行い且つ、海外移住の推進を図ることを目的とする。

第四条 連合会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- 一、海外移住に関する事業を行う、在外における団体との連絡提携に関する事業
- 二、移民の募集、選考、教養、輸送及び援助に関する事業
- 三、移民に対する渡航費その他の資金の貸付及びその回収に関する事業
- 四、移民に関する啓蒙及び弘報に関する事業
- 五、海外移住に関し、主務官庁より命令せられ又は委嘱せられたる事業
- 六、その他この会の目的を達するため必要な事業

#### 第三章 資産と會計

第五条 連合会の資産は、次の各号に掲げる財産より構成される。

- 一、設立当初寄附せられた別紙財産目録記載の財産
- 二、会費
- 三、寄附金品

四、事業に伴う収入

五、資産から生ずる収入

六、助成金

七、その他の収入

第六條 連合会の資産は、これを基本財産及び通常財産の二種に分ける。(以下略)

#### 第四章 役員と職員

第十五條 連合会に理事三十五名以内、監事五名以内を置く。

理事及び監事は、評議員会において推薦し、主務官庁の承認を経て会長がこれを委嘱する。

第十六條 連合会に会長、副会長若干名並びに理事長及び常務理事各一名を置く。

会長は、理事会において推薦し、主務官庁の承認を経て就任するものとする。

副会長、理事長及び常務理事は、理事会において推薦し、主務官庁の承認を経て、会長が委嘱するものとする。

第十七條 会長はこの会を代表し、公務を総理する。

(以下略)

#### 第五章 評議員

附 録

第二十二條 連合会に評議員若干名置き、第二十四條に掲げる団体の中より、理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。理事は、すべて評議員となるものとする。

第二十三條 評議員は評議員会を組織し、会長の諮問に応じて、第十二條、第十五條、第三十六條及び第三十七條に定めるものの外、次の事項を審議する。

一、連合会の毎年度の事業方針

二、会長が連合会の運営に関し、必要と認める事項

#### 第六章 会 員

第二十四條 海外移住に関する事業を行うことを目的とする団体で、主務官庁又は都道府県知事の推薦するものは、連合会の正会員となることができる。

正会員の加入脱退は理事会の承認を経なくてはならない。正会員は連合会に対し、別に定める会費を負担するものとする。

第二十五條 正会員は連合会と協力して、海外移住に関する事業を推進するものとする。

第二十六條 連合会は、連合会の行う海外移住に関する事業の一部を、正会員に委託することができる。

第二十七條 連合会の目的及びその行う事業の趣旨に賛成し、且つ、海外移住に関し功勞ある者又は学識経験ある

者は、理事会の議決を経て名譽会員とすることができる。  
第二十八条 会員は、連合会に対し、海外移住に関する意見を述べることができる。  
第二十九条 会長は、毎年一回、会員総会を開催し、連合会の行う海外移住に関する事業につき、報告をなし、又は意見を求めるものとする。

## 第七章 会 議

第三十条 会議は、理事会、評議員会及び会員総会の三種とする。  
(以下略)

# 日本海外移住振興株式会社

社長 田中鉄三郎

所在地 東京都千代田区内幸町二ノ七

(第一ホテル別館)

## 定 款

第一章 總 則

### (商号)

第一条 本会社は、日本海外移住振興株式会社法により設立し、日本海外移住振興株式会社と称する。  
2 前項の商号は、英文では「Japan Overseas Co., Ltd.」とする。

### (目的)

第二条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 一 外国へ移住する者に対し、渡航費を貸し付けること
- 二 外国において移住者及びその団体の行う農業、漁業、工業その他の事業に必要な資金の貸付を行うこと。
- 三 外国において農業、漁業、工業その他の事業を行う者で、本邦から移住する者とその事業に入れ受けるものに対し、その事業に必要な資金を貸し付け、及び投資すること。
- 四 外国において本邦から移住する者を受け入れて農業、漁業、工業その他の事業を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

### (本店所在地)

第三条 本会社は、本店を東京都千代田区に置く。

### (公告の方法)

第四条 本会社の公告は、官報に掲載して行う。

## 才二章 株式

(株式の総数)

第五条 本会社の発行する株式の総数は参拾五万株とする

(額面株式一株の金額)

第六条 本会社の発行する株式は額面株式とし、一株の金額は五百円とする。

(株券の種類)

第七条 本会社の発行する株式は記名式とし、その株券種類は、一株券、十株券、百株券、千株券、一万株券及び十万株券の六種とする。

(株式取扱規則)

第八条 本会社の株式の名義書換、質権の得喪、株券の再発行、信託財産の表示及び抹消その他株式に關する手續及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。

(届出)

第九条 株主、登録質権者又はその法定が代理人、若しくは代表者が日本国内に住所又は居所を有しないときは、日本国内に仮住所又は常任代理人を定め、これを本会社に届け出るものとする。その変更があつたときも同様とする。

## 附 録

2 前項の届出をしない者に対しては、そのために生じた損害について、本会社は、その責に任じない。

## 才三章 株主總會

(招集)

第十条 本会社の定時株主總會は毎年五月、臨時株式總會は必要がある場合に隨時、取締役会の決議に基づいて、社長がこれを招集する。(以下略)

## 才四章 役員及び取締役會

(取締役の選任決議)

第十四条 取締役の選任の株主總會には、発行済株式の総数の三分の一以上に當る株式を有する株主の出席を要し、その決議は、議決権の過半数をもつてする。

2 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。(以下略)

## 才五章 計 算

(營業期)

第二十条 本会社の營業年度は一營業期とし、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(利益配當)

第二十一条 株主配当金は、毎決算期において株主名簿に記載された株主又は登録質権者に支払う。

2 前項の配当金については、株主が受領滞滞の日から起算して三年以内に受領しないときは、本会社は支払の義務を免れる。

3 株主配当金には、前項の期間内であつても利息を附さない。

(政府所有株式の後配)

第二十二条 本会社は、毎營業年度における配当することができる利益金額が政府以外の者の所有する株式の額面総額に対し年百分の六の割合に達するまでは、政府の所有する株式に対し利益の配当を行わない。

2 本会社は、政府以外の者の所有する株式の額面総額に対し年百分の六の割合をこえて利益の配当をする場合は、その割合をこえて配当することができる利益金額を、政府以外の者の所有する株式に対しては、一、政府の所有する株式に対しては四の割合で配当する。但し、政府の所有する株式に対する利益の配当が年百分の八の割合をこえることとなる場合はこの限りでない。

附 則

(設立に際して発行する株式)

第二十三条 本会社の設立に際して発行する株式の総数は

參拾五万株とする。

(設立の際の出資)

第二十四条 本会社の設立に際し、政府は、一億円を出資し、これに対し貳拾万株を割り当てる。

(最初の營業期)

第二十五条 本会社の最初の營業期は、本会社成立の日から昭和三十一年三月三十一日までとする。

(最初の取締役の任期)

第二十六条 本会社の最初の取締役の任期は、その就任後第一回定時株主總會終結のときまでとする。

(設立費用)

第二十七条 本会社の設立費用は、參百万円以内とする。

### 各府縣移民取扱機関

- 青森県海外移住協会 県 庁 内
- 岩手県海外協会 県庁開拓課内
- 福島県海外協会 県庁開拓課内
- 宮城県海外協会 県庁開拓課内
- 新潟県海外協会 県庁外務課内
- 栃木県海外協会 県庁庶務課内

- 群馬県海外協会 県庁連絡室内
- 千葉県海外協会 県庁渉外課内
- 神奈川県海外協会 横浜市中区海岸二の七 貿易倉庫ビル内
- 信濃海外協会 長野県庁秘書課内
- 青森県海外協会 県庁弘報渉外課内
- 富山県海外農業移民協会 県庁内
- 石川県海外協会 県庁民生労働部内
- 和歌山県海外協会 県庁移民課内
- 三重県海外協会 県庁弘報課内
- 兵庫県海外協会 県庁外務課内
- 岡山県海外協会 県庁総務部内
- 鳥取県海外協会 県庁開拓課内
- 広島県海外協会 県庁総務部内
- 山口県海外協会 県庁労働民生部内
- 香川県移住協会 県庁農地開拓課内
- 愛媛県移住協会 県庁開拓課内
- 福岡県海外協会 県庁渉外課内
- 長崎県海外移住協会 県庁渉外課内
- 大分県海外協会 県庁外務課内
- 熊本県海外協会 熊本市長安寺町
- 鳥根県海外協会 県庁弘報文書課内
- 秋田県海外協会 県庁開拓課内

附 録

- 福岡県海外協会 県庁秘書課内
- 山形県海外協会 県庁開拓課内
- 埼玉県国連海外協会 県庁内
- 宮崎県海外協会 県庁開拓課内
- 茨城県海外協会 県庁総務部内
- 鹿児島県海外協会 県庁開拓課内
- 愛知県海外協会 県庁開拓課内
- 滋賀県海外協会 県庁内
- 岐阜県海外協会 県庁内
- 東京都 都庁外務室渡航課
- 都庁農地管理課
- 都庁農地開拓課
- 佐賀県 県庁農地開拓課
- 高知県 県庁農地開拓課
- 徳島県 県庁農務部開拓課
- 北海道 道庁渉外課
- 奈良県 県庁農地部管理課
- 大阪府 府庁農地開拓課
- 京都府 府庁農地開拓課

事業 日本海外協会連合会に協力し、各地方における  
海外移民の啓蒙、宣伝、募集等をなす。

## 在外日本公館（中南米）

大使館 メキシコ、ブラジル、アルゼンティン。  
 公使館 ウルグアイ、ペルー、チリ、ヴェネズエラ、キューバ、ドミニカ、コロンビア。  
 総領事館 サン・パウロ。  
 領事館 ベレイン、リマ。

## 中南米在留邦人々口表

（昭二十九年現在推計）

アルゼンティン	一三、〇〇〇
ボリヴァ	一、五〇〇
ブラジル	三七三、〇〇〇
チリ	七〇〇
コロンビア	五〇〇
キューバ	七〇〇
メキシコ	五、六〇〇
パラグアイ	一、〇〇〇
ペルー	四〇、〇〇〇
ウルグアイ	一四四
ヴェネズエラ	五〇

## 戦後の中南米移民数

昭和二十七年	一七家族	五四名
二十八年	二四九〇	一、四九八
二十九年	六六二〇	三、七四一
三十年（九月末現在）	五四四〇	一、八八二
総計	一、四七三	七、一七五

## 各国別渡航者数の内訳

ブラジル国	一、二九七家族	六、二五六名
（北米）	（六三八）	（三、七三〇）
（中南米）	（六五九）	（二、四九六）
パラグアイ	一一二	七八一
アルゼンティン	三二	七一
ボリヴァ	二〇	九四
ヴェネズエラ	三	三
計	一、四七三	七、一七五

（單身者は便宜上一人一家族として計算した）

（註） 1、現地出生者も含む

2、外務省欧米局第二課編「ラテン・アメリカ事典」一九五五年版に拠る。

# 家 族 調 査 書

家長名

本籍地

現住所

氏名 (ふりがな)	続柄	生年 月 日 (西暦のこと)	満年齢	教育程度	宗教	※ 両親氏名	特殊技能

日本における最近親者の氏名住所  
 ☆両親は妻その他世帯主の次子でないものはその両親(死亡したものも)を記入すること。

# 神戸移住あつ旋所入所申込書

私こと今般

国へ移住したく、既に入国許可も取り付けておりますから、左

記事項御覽の上、貴所に入所することを御許可願います。

昭和 年 月 日

本籍地

現住所

本人

生 年 月 日

## 神戸移住あつ旋所長殿

### 記

- 一、同行家族名、続柄、年令、性別
- 二、神戸出帆希望期日
- 三、神戸出帆期日の決つてゐる場合は、その期日及び船名
- 四、旅券の有無
- 五、移住国領事の査証の有無

証 明 書 (農業証明)

(現住所)

(氏 名)

右の者は義務教育を卒え、現在もつばら農業に従事し、  
且つ農業労働の経験を有することを証明致します。

昭和 年 月 日

市町村長名

殿

Ⓢ

# 附 表









昭和三十年十二月二十日 初版発行

定価 一一〇円

# 修監省務 本読民移

著者

財団法人日本海外協会連合会編

発行者

下村 亮一

印刷者

片岡 務

発行所

東京都中央区京橋三ノ十一  
株式会社 経済往来社

電話 東京 六三八六・五〇四八  
振替 東京 一二九五二二番

☆ 落丁乱丁本はお取替いたします ☆

日本海外移住振興株式会社  
寄贈人 3月3日  
分類 B 65  
保存 総務課

81
26

3344-1



RY

89-9